

平成21年6月第3回八街市議会定例会会議録(第2号)

.....

1. 開議 平成21年6月4日 午前10時02分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 桜田 秀雄
- 2番 林 修三
- 3番 山口 孝弘
- 4番 小高 良則
- 5番 湯浅 祐徳
- 6番 川上 雄次
- 7番 中田 眞司
- 8番 古場 正春
- 9番 林 政男
- 10番 新宅 雅子
- 11番 横田 義和
- 12番 鯨井 眞佐子
- 13番 北村 新司
- 14番 古川 宏史
- 15番 山本 義一
- 16番 京増 藤江
- 17番 右山 正美
- 18番 小澤 定明
- 19番 京増 良男
- 20番 丸山 わき子
- 21番 加藤 弘
- 22番 山本 邦男

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- |    |   |           |
|----|---|-----------|
| 市  | 長 | 長谷川 健一    |
| 副市 | 長 | 高橋 一夫     |
| 教  | 育 | 長 齊藤 勝    |
| 総  | 務 | 部 長 浅羽 芳明 |
| 市  | 民 | 部 長 小倉 裕  |

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	越 川 みね子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監査委員事務局長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	蔵 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成21年6月4日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

## ○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

## ○右山正美君

おはようございます。日本共産党の右山正美です。

私は、国保税について、2つ目に農業問題について、3つ目に交通安全対策についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目には、国民健康保険税について伺うものでございます。

その1点目として、国保税の引き下げを求めるわけですが、長引く不況で、市民の経済、生活状況は悪化し続け、高過ぎる国保税が追い打ちをかけています。平成16年の国保税の63パーセントという大幅な引き上げは、市民にとって大きな痛手となって、払いたくても払えないという状況を作り出してきました。

その結果、19年度決算での収納率は45.69パーセントという最悪の状況で、マスコミ等でも話題にされています。こういう状況をいつまで続けるのか。市長の姿勢が問われます。

国保財政の改善を図るために、国の補正予算の活用をしたり、今後10億円が投入されようとしている駅北側開発の凍結により、市民の命と健康が優先される市政運営に変えるべきであります。市民が払える国保税を強く求めますが、どうでしょうか。

2つ目に市民の健康を守るために。

国保制度では、特別の理由で一部負担金を支払うことが困難な人に対して、一部負担金の減免や徴収猶予ができるとされています。これは、八街市でも重大な損害を受けたときや収入が著しく減少したとき減免できるとし、規則や要綱で定めています。今、不況のもとで、

仕事の廃業や単価の切り下げなど、大変厳しい状況が続いており、減免制度の活用は家庭を支える1つの制度です。

そこで、保険税減免制度、窓口負担の減免の周知徹底と活用を求めますが、どうか。

資格証明書は、高過ぎる保険税が滞納の原因であるにも関わらず、滞納者への制裁措置として本市では昨年より導入され、4月現在で343件が1千件にもなっています。保険税さえ払えない人に医療費全額を払うなど、到底不可能なことであり、まさに非人道的というほかに、生存権を否定するものであります。資格証明書発行は、直ちに中止を求めるが、どうでしょうか。

国内での新型インフルエンザの拡大に日本共産党は、麻生首相に対し、新型インフルエンザに関する医療体制の緊急強化、発熱外来など医療体制の強化、医療費の負担軽減など、3点を中心とした緊急体制を申し入れました。政府は医療費の負担軽減では、発熱外来を受診した場合、窓口負担を資格証明書でも3割負担で対応するとしています。大坂の堺市では、感染の広がりを受け、資格証明書交付世帯に対し、短期保険証を交付するとしています。市でも新型インフルエンザ対策と感染の広がりを防ぐためにも、必要な医療を確保するためにも保険証の交付を求めるが、どうか。

また、新型インフルエンザの緊急対策について伺いたいと思います。

次に、農業問題について伺いをいたします。

政府は、今国会に農地法の目的まで見直す改正案を提出して、農地制度の大転換に乗り出しています。その中心は、自ら耕作に従事する者に農地取得を認めるという基本理念を投げ捨て、利用については自由化し、農外企業の農地進出に大きく道を開くことになるわけであり、政府は、今回の改正によって、耕作放棄地を解消し、農地の有効利用を促進するとしています。しかし、耕作放棄地の根本にあるのは、農業経営を成り立たなくした歴代政府の農政であり、農地制度ではありません。しかも、儲け第一の株式会社が進出するとすれば、条件の悪い耕作放棄地ではなく、有料農地で、そこで営農する認定農家と競合する形になるわけです。儲からないとなれば、撤退するのも容易に推測することができます。

これは、耕作放棄地の解消や食料自給率の向上どころか、農業と農村社会の将来に重大な禍根を残すこととなります。今、求められるのは、条件不利地を含めて、大小多様な農家がそこで暮らし続け、安心して農業に励める条件を抜本的に整えることではないでしょうか。

そこで、地産地消について伺いたいと思います。農業者と消費者の共同を広げ、食の安全を重視した地域づくり、農家支援で小麦・ニンジンなどの活用で、農業の活性化を提案してきましたが、改めて見解を伺います。

次に、農家支援について伺います。新規就農者、後継者の育成についてであります。

農業の担い手が高齢化し、その多くが現役引退を目前にする中で、だれが食料生産と農村を担うのかは、単に農家だけではなく、日本社会全体が真剣に向き合うべき課題であります。政府は2009年度予算で農業生産法人などが就農希望者に研修を行った場合、月9万7千円、12カ月間助成する「農の雇用事業」を打ち出しています。自治体段階では、新規就農

者に月10万円前後の助成をする地域や、新たに就農する体制、後継者の育成に力を入れ、月15万円を3年間支給するなど所得補償をするところもあり、また、今年になって雇用対策の1つとして、各種の就農支援対策を強めるところが広がっています。

八街市は、その新規就農者・後継者の育成にどのように取り組まれていくのか答弁を求めます。

次に、価格保障について伺います。

農業経営を守るために対策の強化をすることや、食料増産に必要な価格保障を思い切っする必要がありそうです。市としての価格保障制度をどのように考えているのか伺います。

また、廃ビニールの処分、肥料・飼料の助成拡大について伺いますが、昨年、燃油や肥料・飼料価格が高騰する一方で、農畜産物価格が低迷し、農業経営が一層悪化し、安心して農業が続けられない事態となっています。農業資材を含めて支援拡大を求めますが、どうか。最後に交通安全対策について伺います。

信号機の設置は車の安全な通行や交通事故の防止、そして通行の安全が確保されることであります。今、出されている要望箇所はいずれも危険箇所であり、早期の設置が望まれます。

そこで具体的に伺いますが、信号機の今後の設置計画について。また、元八街トラック・元スリーエフ交差点の設置計画はどうなっているのかお伺いいたします。

明解なる答弁をお願いいたします。

## ○市長（長谷川健一君）

初めに、質問事項1. 国民健康保険税について答弁いたします。

(1) ①ですが、国民健康保険事業に要する費用の財源は、国や県などからの交付金と国民健康保険加入者の皆様に負担していただく保険税により賄っております。

国民健康保険事業は、国民健康保険の加入者の皆様に公平に課税した保険税を納めていただくことによって、歳入と歳出のバランスが釣り合い、健全な国保運営が保てるところでございます。しかしながら、医療費等の給付費は年々上昇の一途をたどる一方で、最近の経済低迷などの影響もあります。納税義務の意識低下も否めず、収納率は回復の兆しが見えない状況でございます。

このような状況のため、本市は国保財政調整基金や一般会計からの繰り入れにより、財源不足額を補てんしている非常に厳しい財政運営が続いております。

このような厳しい財政運営の中ではありますが、平成21年度の保険税率の改定は行っておりません。しかし、保険税で賄わなければならない負担部分につきましては、保険税を賦課・徴収しなければ国民健康保険事業を運営していくことはできないことから、保険税の引き下げにつきましては、難しいものと考えております。

次に、(2) ①ですが、本市では、八街市国民健康保険税条例及び同施行規則に基づき、八街市国民健康保険税減免取扱要綱を定め、運用しているところでございます。

減免対象となる方は、災害や解雇等により所得が皆無または著しく減少したことや、貧困により公私の扶助を受ける必要がある者などで、保険税の担税能力を著しく喪失した者と判

断されることが条件となります。

この減免制度の運用につきましては、納税通知書に同封するパンフレットへの掲示、広報やちまた等を活用し、啓発をいたしているところで、減免の相談を受けております。しかしながら減免制度を拡充した場合の減収分は、他の国民健康保険加入者に保険税として負担をしていただくこととなり、保険税の増税につながることになりかねず、減免制度の運用に当たっては、慎重に対応しなければなりません。

減免制度につきましては、税負担の公平性の観点から判断が難しいところですが、減免取扱要綱に基づき、適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、窓口での一部負担の減免におきましても、八街市健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱を定め運用しているところでございます。

減免には、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたときなどの一定条件を満たす世帯に属する者としてしているところですが、保険税減免制度と同様、運用には慎重に対応していかなければならないと考えております。

次に②ですが、資格証明書の交付にあたっては、国民健康保険法第9条に規定されており、納期限から1年が経過するまでの間に保険税を納付しない場合においては、災害、その他特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯主に対し、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとされております。

しかし、本市は納期限から1年を経過する保険税に滞納がある場合でも、直ちに資格証明書を交付するのではなく、短期保険者証制度を活用し、さらに1年間、納税を促す猶予措置をとっております。これは、毎年、副市長を委員長とする被保険者資格証明書等交付審査会を開催して、当該年度の交付基準を定め、納税相談等の機会を設けた上で、その対象となる方へ交付しているところです。

資格証明書の交付措置につきましては、厳しい措置とは思いますが、国民健康保険制度を守っていくために必要な制度であると理解しております。

今後も資格証明書の取り扱いにつきましては、継続していく考えでございます。

次に③ですが、4月下旬に新型インフルエンザがメキシコで発生し、大きな問題となっておりますが、本市の実施した対応についてご説明いたします。

新型インフルエンザ発生につきまして、県から通知が入ったのが、4月28日、火曜日でございました。その主な内容は、海外からの帰国者が発熱やせきなどの症状があった場合は、県庁や県内の各保健所に設置されている発熱相談センターに必ず相談の上、指示された医療機関に行ってくださいというものでした。急ぎ、関係各部署に連絡をしまして、市民の方から問い合わせがあった場合にも迅速に対応するよう指示しております。

また、市民の皆様には、正しい情報を持って、安心して生活していただけるよう、手洗いやうがいの実施、また、せきが出る場合はマスクを付けていただくこと、さらに今後の感染拡大に備えて、2週間程度を目安に保存食など生活物品の備蓄に努めていただけるよう、市

のホームページやポスター・チラシなどをお願いしております。

さらに、庁舎内では、出入り口に来庁者用の消毒用アルコールを置き、効果的な手洗いの方法を掲示するとともに、カウンターのアルコール消毒を実施するなど、庁舎内の衛生管理にも努めております。

次に、新型インフルエンザと国民健康保険の資格証明書の取り扱いにつきましては、発熱外来を設置する保険医療機関及び発熱外来において交付された処方箋に基づき、療養の給付を行う保険薬局にあっては、国民健康保険の被保険者が発熱外来を受診した際に、資格証明書を提示した場合には、当該月に診療につきまして、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うよう厚生労働省から通知がありました。

また、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上、判断することになりますが、保険者の確認が困難な場合は3割として取り扱うこととされ、本市におきましても同様の取り扱いとなります。

次に、質問事項2. 農業問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、小麦の作付につきましては、昨年度から環境保全型土づくり対策事業におきまして、配付する種子に小麦を加えたところであり、土づくり効果とあわせて、小麦の生産拡大にも期待しているところでございます。

国産小麦の売り渡し価格の現状や、野菜生産を主流とする本市農業における小麦づくりの位置付けなどから見て、小麦の生産を積極的に奨励することは難しい面もございますが、安全・安心な農産物の生産や食料自給率の向上といった観点からも、この事業を通じて小麦の生産拡大につながるよう事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、関東地方でパン用小麦として期待されている新品種の「ユメシホウ」について、千葉県育種研究所との連携により、本年、奨励品種決定調査の試験圃場を設置し、調査・研究を行い、実用化に向けて検討してまいります。

さらに、本市の指定野菜となっておりますニンジンにつきましては、いんば農業協同組合におきまして、4種類の果実をミックスしたフルーツ・キャロットジュースを開発・販売しており、現在、その消費拡大を図っております。

市といたしましても、このキャロットジュースを普及させるに当たり、いんば農業協同組合に協力して、市産業まつりや各種イベントを利用し、PRに努めているところでございます。

今後におきましても、関係機関と連携を図り、地産地消を考慮した中で普及促進をしてまいりたいと考えております。

次に(2) ①ですが、新規就農者や後継者の確保は、農業の活性化を図る上で重要な課題と認識しておりますが、現在の農業を取り巻く環境は、後継者不足と高齢化の進行、さらに農産物の輸入自由化、価格の低迷などにより、依然として厳しい状況に置かれています。

このような状況の中、農業後継者を確保するためには、農業で他産業に比して遜色のない収入が得られ、安心して豊かな生活ができ、将来に希望の持てる農業経営の形を後継者に示

していく必要があると考えております。

そこで、市では従来から機械化・施設化等により、生産体制を強化し、労働力の省力化と農産物の高品質化を図ることにより、農業経営の安定化を図るための支援をしてまいりました。

なお、本市農業研究会では、新規就農者の激励会を開催するなど、幅広い世代の農業者と交流を図ることにより、後継者の育成に努めているところであり、また、指導農業士及び農業士会においては、研修生を受け入れ、将来の農業後継者の育成を図っているところでございます。

さらに、県においては、新規就農者確保の取り組みとして「千葉県農業塾」「就農準備講座」「農業者養成研修」「アグリチャレンジファーム」など、さまざまな研修会を開催しているほか、資金面においては、就農に必要な準備資金として利用することができる無利子の「就農支援資金貸付制度」がございますので、広報等を通じて周知してまいりたいと考えております。

今後におきましても、関係機関と連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

次に②ですが、近年における安価な輸入農畜産物の流通による価格の低迷や農畜産物に対する消費者ニーズの多様化等が進展する状況の中で、原油高騰による石油製品の価格上昇、肥料・飼料代の高騰が続き、市内生産者の農業経営は深刻な影響を受けているものと認識しております。

本市におきましては、農業経営の負担を軽減するため、毎年、さまざまな農業施策を展開しているところでございますが、特に新規の施策として、本市の特産品であります落花生の栽培を促進する「特定農作物産地構造改革対策事業」への取り組みがございます。この事業は、生産者の高齢化や安価な輸入品の増大による産地の後退が問題になっていることから、需要の安定化及び産地の体質強化を図ることを目的に、市内の落花生加工業者と落花生生産者が契約栽培契約書を締結して行う落花生栽培に対し、財団法人全国落花生協会から生産者へ奨励金が支給される制度でございます。

平成20年度の実績につきましては、契約件数が612件、奨励金総額が1千692万7千615円となっております。

また、国・県・出荷団体等の支出により、農畜産業振興機構に資金を造成して行う「野菜価格安定制度」がございます。この制度は、野菜の価格が天候等の影響を受けやすく、そのことにより生じる需給の不均衡から価格が不安定となり、時に暴落したり、暴騰したりすることがあるため、野菜の安定的な供給を図り、生産者に対して価格補てんをする事業でございます。

本市では、指定野菜である、冬ニンジン・秋冬大根・夏秋トマトが対象となっており、消費者ニーズ等に的確に対応した安定的な野菜の生産・出荷体制を確立しているところです。

今後におきましても、国・県の動向を踏まえて価格保障に結びつく施策の活用を十分検討してまいりたいと考えております。

次に③ですが、本市では県内でも有数な施設園芸の盛んな地域であり、園芸用廃プラスチックも多く排出されております。園芸用廃プラスチックは、廃棄物処理法により、産業廃棄物と定義されており、自らの責任において適正に処理しなければならないものとされております。

しかしながら、農業者が個々で処理するには負担が大きいことから、その負担軽減を図るため、八街市廃プラスチック対策協議会による共同処理を実施しております。回収に当たっては、農家組合連合会の協力を得ながら、あわせて野焼きや不法投棄防止についても周知しているところでございます。

廃プラスチックの処理料金につきましては、県の農業用廃プラスチック対策協議会においても、千葉県・全農千葉本部・市町村・農業者がそれぞれ応分の負担をするという考え方となっており、受益者負担の原則や他業種との公平性、共同処理を行うことによる労力負担の軽減といった観点から、農家負担をなくすということについては考えておりません。

なお、処理料金の農家負担につきましては、平成19年度から1キログラム当たり1円の引き下げを行い、平成21年度からは排出者登録料に対する補助を行います。

また、肥料・飼料の支援につきましては、平成21年1月に設立しました「八街市燃油・肥料高騰緊急対策推進協議会」を通じて、事業実施者13件、受益戸数143戸の申請を県に行ったところであり、申請時における助成額は約1千500万円となっております。

さらに、肥料・飼料の支援につきましては、国の経済危機対策にも盛り込まれておりますので、国・県の動向を注視しながら、これらの施策を十分に活用してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 交通安全対策について答弁いたします。

(1)の信号機の今後の設置計画につきましては、危険な箇所や事故の発生状況などから、地区要望を踏まえ、佐倉警察署を通じて千葉県公安委員会に設置要望を行っているところでございます。

今月2月26日付で要望している状況としましては、新設29カ所、押しボタン式等からの変更は10カ所、移設1カ所となっております。この要望書をもとに、県警本部は現地調査を実施し、これらの箇所の現状で、信号機を設置した場合の安全対策として、歩行者が車両に巻き込まれないような待機場所が確保できているか等の確認により交差点改良の必要性について意見が出されます。

市としましては、交差点を改良するには、地権者のご理解と多額な予算が必要となることから、交差点を改良するまでの間、市でできる安全対策として、注意看板やカーブミラーの設置等を実施しているところでございます。

今後も、これらの対策とあわせ、信号機が要望通り設置できるよう、引き続き佐倉警察署に設置要望をしてまいりたいと考えております。

なお、市では千葉県警が設置をするということであれば、今までも交差点改良は実施しております。以上です。

次に、(2)ですが、ご指摘の交差点に関わる信号機設置計画は、地元の皆様の要望も強く、通学路でもあることから佐倉警察署に設置要望を以前から続けている箇所の1つでございます。

そこで、この2カ所の進捗状況としまして、元「八街トラック前」交差点では、平成19年6月に千葉県交通安全対策推進委員会による現地診断を実施した結果、交差点事故の原因については、樹木等の見通しの問題や歩行者の待機場所の確保などの指摘があったところでございます。これを受け、警察側も信号機設置の必要性を理解していることから、現在、交差点改良に関わる地権者のご理解をいただき、あわせて信号機設置と同時施工ができるよう、警察との協議を実施しているところでございます。

次に、元「スリーエフ前」交差点では、現状の交差点形状が変形であり、信号機の設置としましては、他の箇所以上に交差点改良が必要であることから、地権者のご理解をいただくとともに、主たる道路の管理者である県や市の財政状況をかんがみ、関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○右山正美君

時間がなくなりましたけれども、若干質問いたします。

国保税についてであります。市長は保険税、納税意識がないとか、引き下げはなかなか難しいと、こういうような答弁をされたわけでございますが、私は、もうこの段階になって、やはり滞納繰越含めて、収納率が45.69パーセントという、こういう事態を見ますと大変危機的状況に陥っているというのは、これは言うまでもない事実でありまして、これがなぜそういった状況に陥ったのかというのは、もちろん経済状況悪化とか、あるいは、また平成16年度に国保税の63パーセントという、そういった引き上げを行って、払いたくても払えないという状況が作り出されてきたことに要因があると言わざるを得ないわけでありませう。

そこで、19年度に滞納があった世帯、資格証明書を発行されたというような、こういった資料もあるわけですが、この200万円以下、こういった方々の67パーセントが滞納になっていると。要するに、この16年度の国保税の引き上げというのは、やはり応能の能力に応じて支払うものから、応益、益というところに比重を置いたことによって、これが払いたくても払えない状況を作り出してきている1つの要因にもなってくるのではないかなというふうに私は考えております。

また、印旛市町村の関係でも、資産割、これを導入しているのは印旛市では八街だけという状況もあります。ですから、やはり応能、応益、これは国の方も50対50にきなさいとか、そういった指導もあるみたいですが、やはりそれが、この低所得者層まで含めて課税をさせたというところに要因があるふうに私は考えております。

こういった状況を、私は納税意識がないからということだけで済まされる問題ではないというふうに考えておりますけれども、市長はその辺についてはどうでしょうか。

#### ○市長（長谷川健一君）

今、質問の中で資産割をなくせというようなことなんですけれども、これ、資産割をなくしたら、何で資産のある人から掛けないんだと、こんな答えが返ってきますし、ですから、今のこの八街市の税率について、私は公平な税率だと思います。

それともう1点、八街市の人が低所得だから払えないということは、これは低所得であっても、保険制度そのものが皆保険で、相互扶助の制度でございますので、要するにこれは義務ですから。ですから、それはやはり払うべきであって、もし本当に困った人については、それなりの制度がございますので、制度でカバーするようになっています。

それともう1点、私が今質問の中で、これを市民の皆さんに理解していただかなければならないというのは、これは資格証明書を交付している方、また、短期保険証を交付している方、この人たちは税を100パーセント払っていませんから。今、資格証明書を交付している方が仮に医者に行ったら、これは重病だというようなことで、大きな手術をするような方が、今の制度ですと保険証をくれというようなことで、窓口相談に来ますと、仮に50万円滞納していた人であっても、これは本来であれば半額ぐらい払ってくれないと、これは短期保険証を本当は渡せないわけなんです。しかし、今の制度ですと、やはりそうはいきませんから渡します。この人は、保険料を払っている人の保険で賄ってもらっているような形になりますので、ですから、私はそういう考えではなくて、もし、高いなら半額でも毎年払ってくれる意欲があれば、これは保険制度も成り立ちますけれども、これをただ高いからといって、1つも払わない人が増えたら、行政はみんなの税で運営しているわけですから、この制度はもうだめになります。ですから、私はやはりもっと義務、権利を主張するのは結構ですよ。権利を主張する前に義務を励行していただきたいというふうに私は思っております。

#### ○右山正美君

義務とか何とかって、それは確かに税金を払うのは当たり前ですよ。でも、国保そのものは社会保障ですよ。地方自治体の役割は市民の健康・安全・福祉を守ることになっているんじゃないですか。それを市長は何でもかんでも、税金を払うのは当たり前だとか、納税意欲が薄いか何とか、そんなこと言っては本当に恥ずかしいですよ、近隣の市町村の中で本当に。やはりもっと市民のことを考えてほしいですよ。担税能力は八街市は低いんですよ。低かったら低いなりの体制をとるべきでしょう。収納率を見たら45.69パーセント、21年度はもっと下がってきますよ、本当に。みんな経済が悪化して、仕事なくて首を切られて、単価切り下げられて、税金だけ上がっていく、こういう状態が続いてくるわけですから、ずっと。私は、その辺のところをやはり国保運営健全化を図るためにも、もっと真剣に考えてほしい。そして、44条・77条、こういった問題も軽減の問題も含めて、もっと真剣に考えてほしいというふうに強く思います。

時間がありませんから、これで終わりにしますけれども、ぜひ、もっともっと市民のそういった命と健康に関わる問題を優先して考えていてもらいたいと思います。以上です。

#### ○議長（山本邦男君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

## ○京増藤江君

それでは、私は介護保険制度について、子育て支援の充実の2点にわたって質問いたします。

まず、介護保険制度についてです。介護保険は改定のたびに負担が増え、利用しにくくなっていますが、特に今年4月から実施された新要介護認定制度による認定軽度化への不安が広がっています。

要介護認定では、従来、非該当と一次判定された人の約7割が二次判定で重度に変更されました。これについて、厚労省の要介護認定適正化事業の中で、非該当からの重度変更は変更する理由等を慎重に吟味する必要があるとして、介護が必要な人であっても重度への変更抑制を求めるマニュアルを作成していました。

その理由として、保険財政には限りがあり、介護が必要な人の一部に対して給付していると説明しています。この結果、新認定制度のモデル事業において、従来より軽く判定される人は2割にもなります。

要介護認定制度は、介護保険制度発足のときから財政事情から介護が必要な人を制度から排除する役割をも担ってきました。介護を必要とするすべての人が制度を利用できるよう認定制度を廃止すべきと思いますが、当面、国に介護認定の変更中止を要望すべきと思うかどうか。

また、今まで介護保険を利用していた人は、新認定制度で軽く判定されても、希望により従来どおりのサービスを受けられますが、新たに申請する場合、新認定制度で判定されます。ですから、利用者の実態に合う認定がされなければ、必要なサービスを受けられません。一律に新基準で判定すべきではないと思うが、認定は実態に合ったものとなっているのか伺います。

2点目に、保険料・利用料減免についてです。

介護保険料が高い最大の原因は、介護保険の導入時に公的介護の費用に占める国庫負担の割合を50パーセントから25パーセントに引き下げたからです。全国の市町村では、住民の負担を軽減しようと努めています。低所得者に対して、保険料を独自に減免している保険者、広域連合などを含みますと、全国で551、保険者の33.2パーセントです。利用料を独自に減免している市町村は全国で383、市町村の21.1パーセントです。2008年4月1日現在、厚労省、介護保険事務調査によります。

八街市では、介護保険料の普通徴収では、滞納者が3割にも上っておりますが、4月から保険料を5パーセント引き上げました。介護給付費準備基金から取り崩して引き下げ幅を抑えたといっても、収入が増えない中での引き上げは滞納を増やすだけです。介護給付費準備基金の残りを全部使い、保険料が不足すれば財政安定化基金からの貸付の利用、一般財源からの繰り入れなどで保険料引き下げをすべきです。

厚労省は、介護保険の保険料軽減や減免制度の財源として、一般財源を介護保険会計に繰

り入れないように各自治体を厳しく指導し、八街市はその指導に忠実に従っています。しかし、介護保険は自治事務であり、国の指導は市町村に対する助言に過ぎません。このことは、2002年3月19日の参議院厚生労働委員会、共産党の井上美代議員（当時）の質問に対して「地方自治体が地方自治法上従うべき義務というものはない」と政府も答弁しています。だからこそ、全国の市町村のうち、保険料では3割以上、利用料では2割以上の自治体が独自の減免をして、住民の福祉・暮らしを守っています。八街市においても、保険料引き下げ、低所得者への利用料減免を求めるがいかがか。

次に、介護取り上げ、保険あって介護なしにならないよう市独自の必要な介護サービスについて伺います。

1つには、今までは半年に一度の受診で訪問リハビリを利用できていましたが、これからは、毎月受診するように求められている例があります。老老介護の身では、遠い病院にたびたび行けないと悲鳴が上がっており、実態に合った運用が求められます。

また、在宅の方が亡くなられた場合、往診で死亡診断書をとれるようにするなど、介護と医療の連携が求められていますが、今後どうするのか。

また、在宅での生活を維持するためにショートステイの充実を求めるがどうか。

次に、介護保険課、包括支援センターは休日などの急な対応についてどう対応するのか、明確にしておくべきと思うがどうか。

大きな2点目に、子育て支援の充実についてです。

日本の子どもの貧困率は1990年代から上昇し、2004年には14.7パーセント、子どもの7人に1人が貧困に陥っています。所得再分配後に子どもの貧困率が上がるのは、主要24カ国中、日本だけです。日本は低所得層の税負担が重く、支給される給付が少な過ぎるためです。経済的な子育て支援の充実が切実に求められています。

不況等による経済的厳しさが増す中で、子どもたちの心身の健やかな成長を願い、子育て支援について、3点伺います。

まず、子どもの医療費助成の充実についてです。

県内では、通院で小学校3年生までの助成が4自治体、小学校6年生までが8自治体、中学校卒業までが3自治体です。八街市でも、小学校卒業までの医療費無料化を求めるがどうか。

次に、教育費の負担軽減について、教材費の負担軽減と就学援助費の拡充についてです。

まず、教材費の負担軽減についてですが、小学校では教材費と給食費の合計は約1万円にも上り、大きな負担となっています。八街市次世代育成支援行動計画の策定の際のアンケート調査においても、小学校低学年で49.8パーセントが子育てに「出費がかさむ」と回答しています。子どもの貧困が広がっている今こそ、憲法第26条でうたわれている「義務教育はこれを無償とする」という精神を活かし、軽減を求めるがどうか。

次に、就学援助費の拡充についてです。

日本共産党は、就学援助について保護者に知らせるようにと一貫して要求し、教育委員会

は全世帯に知らせる努力をしていることは評価できます。しかし、全国の就学援助受給者の認定率は約10年間で6.57パーセントから13.74パーセントと2.1倍増えましたが、八街市では、同じ期間に1.4パーセントから5.25パーセントと3.75倍、全国平均より急増しました。いかに子育て世帯が困窮の度合いを増しているかがわかります。

また、全国の認定率と比べ、八街市が低いのは、市独自の対応がされていないからであり、さらに拡充が求められていると思うがどうか。

最後に、奨学金の創設についてです。

千葉県内の高校で入学金を納められないために入学式に出られないということがありました。高校授業料の減免において、所得250万円以下で千葉県は6.8パーセント、全国で9.4パーセントと千葉県は全国と比べて遅れています。

このような中、県教育委員会への高校生の奨学金に関する相談が急増し、貸与高校生はこの1年で23パーセント増えましたが、貸与されない高校生もいます。学費を払えず、高校入学・卒業できない若者を1人も出さないために、奨学金の創設を求めるがいかかがか。

以上、明瞭、簡潔な答弁を求めまして、1回目の質問を終わります。

#### ○議長（山本邦男君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時10分）

#### ○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ○市長（長谷川健一君）

初めに、質問事項1. 介護保険制度について答弁いたします。

(1) ①と②につきましては、関連がございますので、一括して答弁をいたします。

要介護認定でございますが、本年4月1日以降に申請のあったものにつきましては、調査項目が従来の82項目から一部内容が変更されて74項目になり、コンピュータによる一次判定を実施しているところでございます。

本年4月1日から5月21日までに申請のあった76件のうち、一次判定の要介護度が更新前と変わらなかったものが42件、率にいたしまして55.3パーセント、更新前よりも軽くなったものが10件、率にいたしまして13.1パーセント、更新前よりも重くなったものが24件、率にいたしまして31.6パーセントとなっております。

なお、更新前より軽くなった10件のうち、5件につきましては、国からの指示に基づいた「要介護認定等の見直しに係る経過措置希望調書」を事前にいただいており、その結果に基づいて、従来の要介護度に認定させていただいているところでございます。

これらの結果から、新たな認定は一部で軽度に認定される場合と重度に認定される場合がございますが、概ね実態に合ったものと思われ、また、従来より軽度に認定された場合、希

望者には経過措置が適用されることから、本市といたしましては、今のところ国に介護認定の変更中止を要望することは、特に考えておりません。

次に（２）①ですが、平成２１年度から２３年度までの第４期介護保険事業計画におきまして、高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者の増加、必要とされる施設の整備、介護サービスの利用の増加、平成２１年４月の介護報酬の改定等による影響を考慮し、介護給付費全体の増加が見込まれることから、介護保険料を引き上げざるを得なく、やむを得ず保険料を改定いたしました。

保険料の算定に当たりましては、収入・所得の状況に応じて、きめ細かく対応できるよう、保険料の所得段階の区分を見直し、従前の６段階から７段階に変更するなど、よりきめ細かな保険料段階を設定いたしました。

また、保険料の引き上げ幅をできる限り抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩し、平成２０年度の決算見込みを考慮して、平成２１年度から２３年度までの３カ年に準備基金から１億７千万円を繰り入れて、被保険者の方が過度の負担にならないよう熟慮し、算定した保険料であるため、この保険料を引き下げることが考えておりません。

次に②ですが、介護サービスの利用料につきましては、１カ月間に利用者が自己負担した額が一定の額を超えると、利用者負担の軽減を図るため、高額介護サービス費を支給しており、その所得区分に応じて所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされていること、介護保険施設の入居者のうち、市民税非課税世帯の方に対しては、その所得の状況等による利用者負担段階に応じて、本来、保険給付の対象とならない食費・居住費についても負担限度額を設定し、補足給付を行っていることから、現行制度においても、所得の低い方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。

したがって、本市といたしましては、サービス利用料の一律軽減措置を行うことは考えておりません。

また、現在の介護保険料は、第４期介護保険事業計画における介護給付費見込額に基づいて算定しており、当該計画を実施していく上では、計画に見込んだ保険料を確保する必要があるため、保険料の大幅な減収につながるおそれのある一律減免措置を行うことは考えておりません。

したがって、これまでどおり本市の減免取り扱い基準に従って、被保険者の個々の事情に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、介護保険法で定めるサービスの中で、訪問リハビリテーションについては、従前より国の規定で「指示を行う医師の診察の日からひと月以内に行われた場合に介護報酬を算定する」となっており、訪問リハビリテーション事業所が法令等を遵守し、月１回の医師の指示を求めているものと考えられます。

訪問リハビリテーションは、利用者の身体状況に応じて提供されるべきものであることから、介護報酬の算定基準を遵守し、月１回は医師の指示を受けていただきたいと思います。

また、介護保険サービスの休日の利用に係る対応につきましては、個々の事業所において休日を定める等しながら、サービスを提供しているところであり、介護保険サービスについては、事前に生活上の介護問題等について介護支援専門員等が把握し、作成された介護サービス計画に基づき提供されることとなっておりますので、保険料をはじめとして、限られた財源の中で、持続可能な制度運営が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 子育て支援の充実についてでございますが、(1)①ですが、乳幼児医療費の助成は、乳幼児の医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部または一部を助成する制度です。

当市におきましては、平成19年10月から医療費の助成を小学校就学前までに引き上げ、所得制限は設けておりませんが、自己負担額につきましては、市民税所得割課税世帯は、通院1回・入院1日につき200円の負担をしていただき、市民税非課税世帯、または市民税均等割のみ課税世帯につきましては負担はありません。

なお、本年4月現在の県内の状況ですが、56市町村中、小学校就学前までが45市町村、小学3年生までが3市町村、小学6年生までが5市町村、中学校3年生までが3市町村となっております。現在のところ、小学校就学前までを助成対象としている市町村が全体の8割を占めております。

少子化対策や子育て家庭における経済的支援の重要性は十分認識をしておりますが、小学校卒業までの子どもたちの医療費助成の実施にあたっては、多額の財政負担を伴うことから、当面は現行の制度で実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)及び(3)については、後ほど教育長から答弁させます。

#### ○教育長(齊藤 勝君)

次に、(2)①ですが、各学校で教科書以外に使用されるワーク・ドリルの保護者負担の購入費につきましては、学校かつ学年により違いはありますが、小学校で概ね年間4千円から7千円程度、中学校で概ね年間2千500円程度と把握しております。

各小中学校では、教育効果の向上に有効であり、しかも保護者の経済的負担を十分に考えた上で、校長が責任を持って教材を選定しております。

教育委員会としましては、保護者の経済的負担に配慮して教材を選定すること、かつ購入した教材を有効に活用し、学習効果が一層上がるように今後も各学校に指導してまいります。

次に、(2)②ですが、就学援助制度は「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律」により実施しております。教育の機会均等という見地に立って経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品、通学用品、校外活動、修学旅行等の費用に対する援助を行っております。

また、生活保護で教育扶助を受けている児童・生徒の修学旅行費についても援助をしております。

以上のように国の基準に基づいた認定基準、援助額で実施しておりますので、当市としては、特別な就学援助制度の拡大については考えておりません。

就学援助制度につきましては、学校だよりや市のホームページ等に掲載し、保護者にお知らせをし、また、新入学を迎えるお子様をお持ちのご家庭については、就学時健康診断の際に、この制度の説明を行うなど、周知の徹底を図っております。

次に(3)①ですが、学習意欲がありながら、経済的理由で就学が困難な高校生や大学生への就学については、日本学生支援機構奨学金、千葉県奨学資金、千葉県私立高等学校生徒奨学資金、定時制課程・通信制課程修学奨励資金の貸付制度の活用を勧めています。

また、八街市社会福祉協議会でも千葉県社会福祉協議会が行っている就学資金の貸付による就学支援の相談に応じています。

以上のように、さまざまなニーズに対応する奨学金制度が現にあることから、それらの制度を活用していただくことが肝要であり、八街市の奨学金制度の創設は考えておりません。

### ○京増藤江君

それでは、再質問させていただきます。

まず、介護保険制度についてなんですけれども、新たな介護認定の変更中止を要望していただきたいという質問に対して、要望しないということでした。要望しないということは、今、経過措置がありますから、今まで利用されておられる方は、元通りのサービスを受けられる。しかし、この方々もいずれはわからないわけですよ。今までどおりのサービスを受けられなくなる可能性も大です。そして、既にもう4月から受けられる方は、もう軽く認定されてしまう、こういうわけですね。本当に介護保険というのは、見直しのたびに悪くされました。

3年前には要支援の段階ができて、今まで借りられていた福祉用具を借りられなくなった。車いすとか、介護ベッドを借りられなくなった。また、ヘルパーさんを利用するにも、細切れで使いものにならない。こういうふうに改悪されて、今回はさらに、もう認定の段階から非該当とされる、こういうことも起きるわけなんです。そうしますと、市民の皆さんが困るわけですよ。市も困るでしょう。市民の皆さんが困ったら。

そこで、ちょっとお尋ねしますけれども、介護が必要だからと申請されたのに、「あなたは介護保険に該当しません。サービスを受けられません」と、市民の皆さんが困ったときに市はそこに痛みを感じますか、感じないのですか、質問いたします。

### ○介護保険課長（醍醐真人君）

ご質問の主旨に沿うかどうか、わかりませんが、介護保険制度につきましては、全国的に国から示された認定基準に従いまして、介護認定をし、要介護度なり、要支援の度合いが出て、それに基づいてサービスを受けるということでございますから、認定の外と申しますか、非該当となったケースにつきましては、これは介護保険の中でのサービスでは、その適応は難しいということでございますから、それ以外の福祉的なサービスとか、地域での相互の扶助とか、そういうものを活用していただくということでございますから、私どもとしては、そういう基準、国等の基準等に従って、制度を運用するという立場でございますので、今後につきましても、そういう方針でやっていかざるを得ない、そう考えております。

## ○京増藤江君

八街市では、市民の皆さんがいろいろな窓口に行っても、ここは関係ありませんからと、たらい回しにしてしまう。こういう苦情もたくさんあるんですけども、今、介護保険を申請したのに非該当だということで困っている方を、じゃあ福祉サービスだ、自助努力でほかのところ、こんな困っている人をたらい回しする、こんな冷たい政治は困りますよ。市民が困るわけですから、国に物申せばいいじゃないですか。見直してくださいと言えばいいんですよ。

それで、本当に介護度が軽くなった方々も13.1パーセントあったわけですから、例えば介護度1とか2から要支援にされた方は施設にも入れなくなります。本当に困るわけですよ。そういうことを放置しておいて、見直しをしないと。こんなふうに冷たいことは、本当に許せませんよ。サービスが必要なのに手だてをとらないということは、見捨てることですよ、市民の皆さんを。本当に市の市民の暮らしを守るという、この仕事を投げ捨てるという、そういう冷たい政治です。

それで、実態に合わなければ、本当ならば市独自のサービスが必要なわけです。これもしないで、ほかの福祉のサービスとか、それからボランティアみたいな、そういうこととか、そういうことをしたらいいとおっしゃるんですが、では、そういう制度を利用できるんですか。介護が必要な方が非該当にされて暮らせないだけけれども、福祉課に行ったら、そういうことはちゃんと充足されるのかどうか。これを伺いたいと思います。

## ○介護保険課長（醍醐真人君）

介護保険を担当する立場から言わせていただければ、該当しない方につきましては、基本的には介護保険のサービスの外になりますから、先ほど申し上げましたように、それ以外の福祉的なサービスなり、地域あるいは地域内での相互扶助といいますか、それらのものを活用していただくということになります。該当しない方に対しまして、介護保険のサービスを適応すると、逆にこれをするることによる制度的な混乱といいますか、生ずることも考えられますから、私どもとしては、先ほど申し上げたとおり基準なり、通達なりに沿って運用せざるを得ない、そう考えております。

## ○京増藤江君

これは、課長の方針ではなくて、市長の方針でもあるわけですから、課長の苦しい答弁かなと私は思いますよ。でも、やはりそこを担当する課長として、やはり市長とも本当に市民に何が 필요한のか、介護を必要な人を放り出していいのかどうか、こういうことを真剣に話し合いをしなくちゃいけないと思うんですよ。自分の職を落としてでも、市民の暮らしを守る、命を守っていく、こういう姿勢が必要だと思うんです。これがなかったら、本当に国の言いなりで、国が毎年毎年、2千200億円、本当は社会保障のお金を増やさなければいけない。この間、1兆6千200億円も削ってきた。こういうことが、先ほど右山議員が質問した国民健康保険の改悪、介護保険の改悪にもつながっているわけです。国が社会保障のお金を削っているから、市も大変なんですよ。元に戻せと言えばいいじゃないですか。本当に

今、市民の皆さん、仕事もなくて、介護保険料も払えない、国保も払えない。真剣にならなきゃだめですよ。いかにしたら市民の暮らしを守れるのか。こういうことを私は真剣にやってほしい、そう思います。

そういう意味では、介護保険料を払えない方も、これも減免措置もしないと。本当に冷た過ぎます。介護保険料を払えない方は、自分がサービスを受けたいときに受けられないわけですよ。本来ならば、そういう方々が介護が必要になったとき困らないように、何とか介護保険料を安くして払えるものにしなきゃいけない。そういうふうに、先のことを見なきゃいけないんですよ。介護保険料、今後、引き下げる方向で考えていただけないか、もう一度お答えください。

#### ○介護保険課長（醍醐真人君）

介護保険料につきましては、第4期の介護保険事業計画を策定する中で、今年度からの3カ年のサービス料の見込み、それから特別養護老人ホームの必要とする施設整備、30床でございますけれども、そういうもの等々を考慮しながら、向こう3カ年の中で、どの程度サービス料を確保しなければならないかと。そのためには、国・県、それから40歳から64歳までの方々の第2号被保険者の保険料、それから第1号被保険者、65歳以上の方々の保険料、さらには市からの負担金等々を考慮し、どうしても引き上げざるを得ないという結論に達しました。しかしながら、その引き上げ幅が大きくなりますと、納める方々の負担も当然増えるわけでございますから、介護給付費の準備基金、これが市長答弁の中でも申し上げましたように、今年度から3カ年で、平成20年度の決算を確定しなければ、基金の残高は確定はしませんけれども、概ね1億7千万円とか8千万円近くまで行くであろうと、そういう見込みを立てております。その中から、ほぼ全額に相当する1億7千万円程度を取り崩すことによりまして、その引き上げ幅を抑え、改定率を5.0パーセントにしたという状況でございます。以上です。

#### ○京増藤江君

結局は保険料を引き下げられないということ、答弁されたわけなんですけれども、これもやはり国が結局、介護保険の保険料も市のやり方に任せているからなんです。市の方がサービスを充実させれば、それが保険料にはね返っていく。そういうやり方にしているからこそ、こんな矛盾が起きる。もう、こういう介護保険制度は役に立たないよというぐらいのことも必要ですよ。市民の命、老後の暮らしも守れない、そんな介護保険、何の役に立つのか。本当にそう思いますね。

それで、時間がないので……。

（発言する者あり）

#### ○京増藤江君

本当にそうですよ。だって、介護保険、皆さんのために役に立たなければ、何の役にも立たないでしょう。困った人を助けるのが、介護保険の本来の役割ですよ。社会保障の役割ということ、私はよく考えていただきたいと思うんですよ。

それで、子育て支援の充実についてなんですけれども、小学校卒業までの子どもたちの医療費、無料化はできないというお答えでしたけれども、やはりこれは全国的にも中学校卒業するまでは無料にして、子育てを応援していこうという、そういう流れが大きくなっていると思うんですね。ですから、八街市も小学校上がるまでの医療費、頑張って無料にしてくださいました。本当に父母の皆さん、大変喜ばれたのを市長も覚えていらっしゃると思うんですけれども、ですから、一遍に6年生まで無料にすることができなくても、せめて1学年、2学年と、こういうふうに段階を踏んで助成をしていただけないかと、質問いたします。

**○市民部長（小倉 裕君）**

八街市も県の基準と同じで就学前ということで対象にしておりますけれども、県の一部負担金300円よりも100円減額の200円を負担、あるいは所得制限を設けないと、そういうことで一部、県よりも優遇はしているつもりでございます。

また、小学校1年、2年、段階的に引き上げないかというようなことなのですが、今現在のところ、そういう予定はございません。

**○京増藤江君**

終わります。

**○議長（山本邦男君）**

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

**○丸山わき子君**

先月の29日に成立した国の2009年度補正予算は、過去に例のない規模となり、財界からは「経済界の要望を幅広く取り入れてもらい、改めて感謝申し上げる」と大絶賛。しかし、雇用・医療・子育てなど、国民向けの対策では、一時的・一回限りのばらまきです。しかも、このツケは消費税増税で国民負担となり、暮らしと景気に役立たない補正予算であることは明らかです。国民負担増と雇用破壊の流れを転換しない限り、暮らしと経済は立て直せません。

同じく29日、総務省が発表した経済統計では、4月の鉱工業生産指数は過去2番目の大幅上昇となっておりますが、完全失業率は5パーセント、過去に例のない急激な上昇で急速に悪化の状況が続いているとし、有効求人倍率は過去最低の水準に達しています。

家計調査では、前年同月期1.3パーセント減少。マイナスは14カ月連続で前月に続いて過去最長を更新しています。

こうした深刻な雇用情勢の悪化、家計低迷のもとで、地方自治体は市民の暮らし・営業をいかに守るのが問われています。

そこで、3点にわたって市政を質すものであります。

1、地域経済の活性化についてであります。

まず、史上空前の経営悪化のもとで、市内の経済・経営状況、市民生活の実態をどのように把握しているのか伺います。

次に、国の地域活性化・経済危機対策交付金の活用で、雇用・地域経済の波及効果を求めるものですが、雇用創出計画を伺います。

また、中小零細業者の厳しい経済・雇用情勢の中で、建設関連業者への仕事確保の支援は切実であり、市内経済の活性化のために行政の果たす役割が求められています。

交付金を活用した取り組みはいかがか。中小建設業者の仕事確保への積極的な取り組みを伺うものであります。

あわせて、住宅リフォーム助成制度の導入を求めるものですが、この制度は、今や中小業者の仕事の確保とともに、助成金額の20倍の経済効果があることが実証されています。この間、この制度導入の提案に対し、市長は「経済波及効果はある」としながら、「実施する考えはない」と答弁を繰り返してきました。

直面する市内業者の経済危機に改めて住宅リフォーム助成制度の実施を求めるがいかがか。

さらに、中小企業が元気になるには、融資制度の拡充はもちろん、市民の生活に必要な市の公共事業を通じて、中小業者の仕事を増やすことも必要です。学校・公共施設の修繕費も減り続けており、市民生活に密着した小規模公共事業の予算を増やし、中小業者の仕事を増やすことが、地域経済を足元から活性化させることにつながります。小規模公共事業の拡大のための予算確保を求めるがいかがか、答弁を求めます。

3点目に商店街の賑わいづくりについてであります。

スタンプ券で納税できるシステムについて提案してきたところですが、この間の実施に向けての取り組み状況を伺います。

また、空き店舗を利用した子どもたちの居場所づくりについて伺います。

空き店舗を活用した子どもたちの居場所づくり・親同士の交流の場は、子育て支援とともに商店街では新たな層の顧客が開拓されるということで、全国各地で取り組みが始まっています。政府の経済危機対策に関連し、八街市のホームページでは中小企業の皆さんに対し、5項目にわたって全力を挙げて応援をと呼びかけており、そのうちの1つに「空き店舗を活用した託児所の設置など、社会課題に対する取り組みを支援します」としていますが、商店街の賑わいづくりに市が率先して取り組むべきと思うがいかがか、答弁を求めます。

大きな2点目に下水道料金の引き上げについてです。

この間、市民負担の増大が暮らしを脅かしてきました。経済の悪化が深刻化しているもとで、料金の引き上げは市民の暮らしを一層困難にするものであり、到底認められません。自治体は市民の暮らしを守るという立場で対応すべきであり、料金引き上げは中止を求めるがいかがか。また、料金改定計画を伺います。

次に、受益者負担について、下水道法による使用料は、「能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えない」としています。建設費や市債にまで受益者負担をさせるべきではありません。維持管理費を上回る使用料徴収の見解を伺います。

2点目に負担軽減対策についてです。

市民の負担増ではなく、軽減をいかに図るのが問われています。公共下水道が果たして

いる環境的、公衆衛生上の役割など、公的部分の役割を重視すれば、一般会計からの繰り入れは当然です。一般会計からの繰り入れを増やすことについての考え方を伺います。

また、市民に負担をかけないためには、下水道法34条「公共下水道に関する補助について」、国は公共下水道の設置、または改築に対し、費用の一部を補助することができるとしており、この補助率を引き上げることを強く国に求めるべきであると思いますがいかがか、答弁を求めます。

3点目には、雨水排水対策についてであります。

雨の時期を迎えるに当たり、早急に大関調整池周辺の冠水対策を求めるものであります。文違1号線は、大関調整池を分断し、県道酒々井線への付け替えで改良されました。以前から周辺団地では大雨のたびに冠水し、「何とかして」という住民の切実な声が上がっているのにも関わらず、こうした声を全く無視しての調整池分断道路の建設となりました。調整池をつぶしたことで、冠水は周辺に拡大しています。1日も早く安心できる冠水対策に着手すべきであります。答弁を求めます。

以上、3点にわたっての質問でございます。簡明なる答弁をいただきたいと思っております。

**○議長（山本邦男君）**

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午後 1時10分)

**○議長（山本邦男君）**

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○市長（長谷川健一君）**

初めに、質問事項1. 地域経済の活性化をについて答弁いたします。

(1) ①ですが、内閣府発表の4月の月例経済報告では、景気は急速な悪化が続き、厳しい状況にあり、先行きについては、当面、悪化が続くと見られるものの、在庫調整が進展するにつれ、悪化のテンポが緩やかになっていくことが期待される。ただし、生産活動が極めて低い水準にあることなどから、雇用の大幅な調整が引き続き懸念される。加えて、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念など、景気をさらに下押しするリスクが存在することに留意する必要があると発表されております。

本市においては、大規模な生産工場等がないことから、地域経済を左右するような大規模生産工場がある地域に比べれば、雇用調整の面では影響は少ないものの、市民の多くは都心への通勤者であることから、日本経済の悪化は市民生活はもとより、市経済にも影響があるものと考えております。

このような状況の中、現下の経済情勢への緊急対応として、4月10日、麻生総理は追加の経済対応となる「経済危機対策」を発表したところであり、本市では、昨年度の緊急雇用

対策での「ふるさと雇用再生特別交付金」、今年度の経済危機対策での「臨時交付金」を活用し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、非正規職員の雇い止め問題等、雇用環境の急激な悪化に対応するため、国の平成20年度の第2次補正で「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」が創設され、この交付金を活用して、県においては基金を造成し、これを財源に平成23年度までの間、各地域に合った雇用を創出する事業を実施することになりました。

本市においては、県からの補助金を活用し、落花生等の地域資源を活用したアンテナショップの運営を予定しており、この計画により、交付金事業の目的である雇用の創出はもとより、中心市街地にある空き店舗を活用する予定ですので、商店街の活性化、さらに市の特産物の普及、宣伝に努めることにより、農業者、商業者の生産意欲の向上をあわせて図ろうとするものです。

また、国の平成21年度補正予算に伴う経済危機対策臨時交付金等の活用につきましては、現在、検討しているところでございます。

次に②ですが、まず、平成20年度、国の第2次補正予算中の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した本市の集中豪雨緊急対策事業1億6千万円につきましては、地域活性化の観点から地元中小業者の受注機会に配慮し、1千万円以上の案件につきましても、「市内に本店または営業所のある者」と限定し、指名競争入札で行うことと決定をいたしました。

次に、平成21年度、国の第1次補正予算において計上されている地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、本市の場合、交付限度額見込みとして、2億9千790万2千円が交付予定となっております。

活用につきましては、関係各部において、この経済危機対策の趣旨を踏まえ、積極的活用が図られる事業等について検討しているところでございます。

なお、現在、経済危機対策に係る事業計画について教育委員会より、現在補強設計を進めている八街中学校の耐震補強工事、ICT事業として、校内LAN、地上デジタルテレビのアンテナ工事、笹引小学校、八街東小学校のプレハブ校舎の解消をするための改築事業及び八街中学校武道場建設等について、安全・安心な学校づくり交付金等で実施する事業として計画が上がっております。

また、建設部については、道路維持修繕等について検討しているところでございます。

これらの事業を含め、この地域活性化・経済危機対策臨時交付金並びに公共投資臨時交付金も合わせて事業実施に向け、早急に取りまとめた上でできる限り地元中小業者の受注機会に配慮したいと考えております。

また、この交付金を活用しての住宅リフォーム助成制度の実施は考えておりません。しかしながら、本年度は耐震改修促進計画を策定中であり、この計画の中で新耐震基準以前の木造住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修の補助制度を検討してまいりたいと考えております。

最後に、平成19年度より実施しております小規模工事等の契約状況といたしましては、平成19年度は契約件数で217件、契約金額で約1千200万円、平成20年度は契約件数で315件、契約金額で約2千180万円と確実に効果を上げております。

今後につきましても、地元中小業者の受注機会に配慮し、各事業を進めてまいりたいと考えております。

次に(3)①ですが、ご質問の件につきましては、昨年、八街サービス会と協議したところであります。その後、理事会においては前向きな検討をしておりますが、サービス会全体での調整が、まだ必要であると聞いておりますので、引き続き協議してまいります。

次に②ですが、市のホームページに掲載しております経済危機対策につきましては、中小・小規模企業に対して、政府が支援するというものであり、中小企業の皆さんが、自ら行う各種取り組みについて支援をするというものであると考えております。

市といたしましては、子育て支援の1つとして、一時保育や子育て支援センターの充実、また、在宅で子育てをしている家庭の親子に対し、各保育園の遊戯室や園庭を開放しているほか、市の業務に支障のない範囲で、総合保健福祉センターの一室とスポーツプラザの会議室を開放し、親子の遊びや交流の場を広げることにより、在宅の親子に安全な遊びを提供するなどして支援をしているところでありますので、引き続き、これらを活用していただきたいと考えております。

次に、質問事項2. 下水道料金の引き上げについて答弁いたします。

(1)①ですが、下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、本年9月定例会に上程し、翌年4月1日からの施行を目指しております。

前回、平成9年時の平均改定率は12.5パーセント増でしたが、世帯構成員の減少化及び節水機器の普及など、下水道事業を取り巻く環境変化に対応するため、今回はこれらを勘案して改定する見込みであります。

なお、詳細につきましては、今定例会に上程しておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

次に②ですが、下水道法第20条第2項第2号におきまして、下水道使用料は「能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること」と規定され、当該「原価」の意味するところは、上水道事業や工業用水道事業に定める原価と同義に解釈すべきとされております。この上水道事業や工業用水道事業における「適正な原価」とは、事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行った上で、必要な営業上の費用に健全な経営を維持するために必要な資本費用を含むものであります。

このように下水道使用料対象費用につきましては、汚水に係る維持管理費、資本費双方とも公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすることが妥当であるとされております。

次に、(2)①ですが、不明水処理費・水質規制費・水洗便所等普及費・分流式下水道に要する経費、特別措置分の償還に要する経費など、公共下水道が持つ公的部分に対する経費につきましては、地方公営企業繰出基準で公費負担が認められており、これを基準内繰入金

と呼んでおります。

平成19年度決算における一般会計繰入金のうち、汚水分におきましては、総額が3億7千996万5千円、そのうち基準内繰入金が1億5千602万9千円、基準外繰入金が2億2千393万6千円であります。

これを経費回収率から見ますと、平成19年度決算での下水道使用料収入では、下水道事業に係る汚水処理費の59パーセントしか賄えておらず、不足分の41パーセントを基準外繰入金として一般会計から補てんしている状況であります。

下水道事業を適正に運営するためには、さらなる経費の節減や未接続世帯の解消、収納率の向上等の課題解決は必要であります。下水道使用料収入を超える基準外繰越金をこれらで埋めることは不可能であり、また、受益者負担の原則からも適正かつ公正な状況とは言いがたいものと考えております。

次に②ですが、公共下水道事業に対する国庫補助率は従前より2分の1であります。しかしながら、平成20年度におきまして、補助基準が引き下げられ、本市において単独事業として整備してまいりました管渠整備が補助対象事業となるよう拡大されました。

また、昨年度も日本下水道協会千葉県支部として、下水道事業債の償還年限の延伸や借換要件の緩和に関する要望を日本下水道協会へ提案したところであります。

今後におきましても、下水道事業を安全かつ安定的に経営していくため、日本下水道協会を通じ、国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 雨水排水対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、大関地区に集まる流域におきましては、現在、3カ所の調整池を設置して対応しているところでありますが、近年のゲリラ豪雨や台風等により、雨量が急激に増加するときなどは、まだ容量的に不足しているという状況であります。

今後の対応につきましては、下流側の水路拡幅や、さらなる調整池の整備などにより、冠水被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、雨水の流出防止対策として、各戸に浸水枘や貯留槽を設置するなどの手法も取り入れる必要があろうかと思われまますので、市民の皆様にご理解、ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。以上です。

## ○丸山わき子君

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、地域経済の活性化の問題なんですが、市長は経済悪化の影響は八街でも受けているんだという答弁がございました。今、解雇されて、すぐ再就職できるのは、これは政府の統計なんですが、約2割。八街市民の皆さんもなかなか就職できない、なかなか仕事につけない。これが実態であります。

そして、事業の行き詰まり、解雇で収入減によって住宅ローンの返済が滞る、自宅を手放さなければならぬ。こういった市民が増加しております。特徴的なのは、70歳を過ぎても住宅ローンを払っている世帯で、住宅を手放さなきゃならぬ、こういった市民も増えて

おります。今、佐倉裁判所での競売は毎週八街の市民に関わっては、4、5件競売にかかっているというような状況でございます。水道代、電気代、ガス代が払えない、市民の暮らしは本当に切羽詰まっております。

こうした中で、八街市が市民の暮らしを守る、営業を守る、この役割が本当に大切なところになっているというふうに思います。政府の地域活性化、また経済危機対策交付金をいかに活用するか、ここも本当に市長の手腕が問われるのではないかなというふうに思うところがあります。

先ほどは交付金を使って教育委員会関係が耐震、あるいはプレハブの解消等を進めるというような答弁がございました。また、道路整備等も進めるんだというようなことがございましたが、果たして、これだけやって本当に地元の業者の皆さんが仕事確保につながるのかと言えば、大変これは不十分であるというふうに思います。

それで、先だって臨時議会がございまして、景気対策の一環として地方税条例の一部改正が議題となったところですが、この中で住宅借入金など、特別税額控除について、私、市長に質問いたしました。これで本当に景気対策につながるのかということで質問したわけですが、市長は控除するだけでは景気対策につながらないんだと、具体的な施策が必要なんだというような答弁がされたわけなんです。この辺について、市長は具体的な施策を検討されたのかどうか。その辺について再度お伺いいたします。

#### ○市長（長谷川健一君）

具体的な施策はまだございません。ございませんけれども、私がああとき答弁したのは、ただ、それだけではだめですよ。やはり、例えば住宅が壊れている人は、市内業者を使って仕事を出して、業者がその仕事をとると。市内の業者がとることによって、八街市内の経済が活性化するわけなんですけれども、そういう構造が崩れて、仮にその仕事を八街市外の地域の人が受ければ、これは八街市内の総体的には経済は活性化されますけれども、市内の業者が活性化するとは言えませんので、今までの状況や、住宅建設などの状況を見ますと、大現場に来ている人は八街の人じゃない。ほかの地域から、朝、埼玉の方から来たり、東京から来たり、みんなほかの地域から来ているわけですから。ですから、私は政策を掲げていても、やはり八街の業者がそういうニュースを、情報をキャッチして、仕事をすることによって活性化になるわけですから、政策だけでは活性化にはならないということで、市も検討するというのは、市はそれに対して助成をすとか、そういうことは今も考えてはおりませんけれども、そういう制度を利用して業者がやっていただくことが、これが一番活性化するわけで、ですから、今も答弁したように、今度の補正については、今1千万円までは、これは指名競争入札じゃなくて一般競争入札で行っていたものを、八街市内の業者が活性化するように、また、市内のそういう仕事に携わっている人が仕事をとるように、八街市内に支店とか、本店がある業者だけにやっていただこうと。本来ですと、これは要綱は決めてありますけれども、それを曲げて市内の業者にやっていただこうと。それで、活性化をしようということで決めて、事業に取り組んでおります。

そしてまた、この事業についても1億6千万円は、排水事業とか、そういう事業に取り組んで、もう現に執行しているものもございまして、また、今度の補正に対しましても、いろいろと検討しているところでございます。以上です。

#### ○丸山わき子君

政府からの交付金というのは限られているわけですね。本当に仕事確保のメニューをどれだけそろえるか。ここが問われていると思うんですよ。私はそこで、先ほど住宅リフォームの助成制度はいかがかと。市長はこの間、経済波及効果はあるんだと認めながらも実施しないということを言っているわけですけども、これはやはり地元の中小業者の皆さんに仕事を確保していくためには、これは必要であるというふうに思うわけですね。

それで、全国で取り組んでいる状況を見ますと、これは助成の上限は5万円とか、10万円とかというような状況ですね。その全体の予算については300万円、500万円でも十分対応できるわけですよ。八街市、お金がないのかというと、決してそうじゃないんですよ。先だつての臨時議会で、市長はじめ職員、議員のボーナスカットがされ、約4千万円の削減がされたわけで、こういう予算を住民のために活用していく。そのことが今求められているんじゃないかなというふうに思うわけなんです。ぜひ、そういった効率的な取り組みを、市長、やっていただきたい。もう一度答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（長谷川健一君）

今も答弁いたしましたけれども、これについては、ある程度、基準を作らないと。ですから、木造で建築何十年のものとか、そういうのも検討しなければいけないし、それともう1点、これはやはり公平を欠くものはだめですから、それはそういうものだけに、市が制度的に助成をしますと、今度ほかのものにも助成するようになりますので、ですから、そこを慎重にやるために、今ここで答弁してあるとおりで、そう考えていますけれども、そういう基準を作らないとだめですから。助成の額はとにかくとして、検討する、まだ余地があるし、これは検討は慎重にやらないと、いろんな問題が起きてきますから、そういうことなんです。

#### ○丸山わき子君

だから、今早急にやらなきゃならないときなんです。市長が一番最初に言ったでしょう。今、八街市民、経済の悪化の影響を受けているんだと。ここを打開するために、今、何が必要なのかということをもっとテンポを速めて、全庁一丸となった取り組みが今求められているんだと、このことを私は申し上げたいと思います。

時間がございませんので、もう一つ、下水道に関しましてお伺いいたします。

先ほどの答弁ですと、今議会は議案になっていないから、今後どれだけの引き上げをするか答弁しませんなんて、とんでもない答弁がございました。これは、市民にとっては大変不安なことです。

それで、まずお伺いしたいのは、八街市の下水道の基本料金、これは印旛沼流域12自治体の中で、どのような位置になっていますでしょうか。お伺いいたします。

○下水道課長（吉田一郎君）

本市の下水道料金の基本料金ですけれども、これについては、印旛沼流域下水道管内では上から2番目でございます。

○丸山わき子君

そういう状況の中で、市民が一番、今、暮らしが大変、この真っただ中で、なぜ引き上げをしなくちゃいけないんですか。私、再度、お伺いいたしますけれども、今度の引き上げはどのくらいの引き上げが検討されているのか、お伺いいたします。

○下水道課長（吉田一郎君）

市長答弁のとおり、ご理解のほどをお願いいたしたいと思います。

○丸山わき子君

市長、そんなに引き上げが正々堂々と言えない、こんなあり方ってありますか。市民にどれだけ引き上げるかを言えないような、そんな引き上げってあるんですか。市長にお伺いいたします。

○市長（長谷川健一君）

議案で上程したときには、ちゃんと精査して、幾ら引き上げますとちゃんと上程いたします。今ここでは、ですから、まだ答弁できませんということですから、これはご理解をしていただきます。

○丸山わき子君

それは理解できません。市民にずっと黙っていて、「はい、引き上げます」と、そんな発表の仕方はないと思いますよ。特に市民の生活状況が悪化している中で、今、八街市がやるべきことは、市民の暮らしを守ることです。ここで引き上げをしたら、今まででも水道料金を払えないと言っている市民、もっと大変な思いになるわけですね。今この経済悪化の中で市長、本当に引き上げるということは検討すべきではないか、再検討すべきではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

先ほど答弁したように、現在でも一般会計から、数字的にはここに書いてありますけれども、繰り入れているわけございまして、それで、私も下水道料金とか、水道料金は実際極力抑えろというようなことで指示をしまいりまして、先ほど答弁したとおり、今までは基金から繰り入れたりして抑えてきたんですけれども、これが抑え切れなくなると、やはりこれはやむを得ず、上げざるを得るわけですので、この辺はやはり理解をしていただきたく思っております。

○丸山わき子君

あのね、市長、今、市民がどん底の中にあるのに、これは下水道料金を引き上げるなんて、こんな冷たい市政ないですよ。これは、今は再検討すべき時期であると。

私のところに水道料金が払えないという方から相談がございました。公園から水をもらって、水を飲んでいる。トイレは本当に困ります。そういう方々の声を聞きますと、市民が本

当にどん底で暮らしているさなかに引き上げをしてしまう。これはあまりにも冷た過ぎます。ぜひ、今度の9月議会に、この議案を上程するようですが、これは上程していただきたくない。このように申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

#### ○議長（山本邦男君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を許します。

#### ○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。

冒頭に質問事項1. 環境問題について、要旨（1）ごみ収集についての④の質問については、取り下げさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告順に従いまして、ご質問させていただきます。

質問事項1、環境問題についてお伺いいたします。

要旨1、ごみの収集について。

今年度、最終処分場延命のため、4月1日から、ごみの収集の見直しがされました。環境課の担当の方も、いろいろな団体に対し、出向いての説明会を行ってきたと伺っております。私も説明を伺う機会があり、わかりやすい説明に納得いたしました。しかし、区に入っていない方、また、直接詳しい説明を受けていない人など、ごみの収集が理解できていない人も多く見受けられます。

そこで、①ごみ収集が4月1日に見直されて2カ月がたちましたが、収集状況はいかがか。

②ビン・缶の収集は、ビンは黄色、缶は緑色の袋に入れての収集であります。その袋もごみとして処分することになります。コンテナ収集の方がごみの減量の観点からも、また、ごみをきれいに出そうという意識改革にもつながると考えますが、その取り組みはいかがか、お伺いいたします。

③レジ袋の削減が地球温暖化防止の取り組みの一環として、全国的な広がりを見せております。環境省はレジ袋削減に係る全国の地方自治体での取り組み状況及び今後の取り組み動向についての調査結果を21年3月に公表いたしました。

その結果、平成20年11月1日現在、都道府県の約8割、市町村の約4割が何らかの方法で、レジ袋削減の取り組みを実施しております。その具体的な取り組み手法としては、

（1）全廃・有料化手法によるもの。これは、自治体による条例化、自主協定の締結、自治体からの協力要請等により、レジ袋を全く提供しない、または有料で提供する手法です。レジ袋の有料化については、都道府県の主導により、都道府県全域で有料化の一斉実施が富山県、山梨県、沖縄県の3県において行われてきます。さらに、22年3月末までに、新たに5県において同様の取り組みが行われる予定など、有料化の取り組みが広がる見込みであり、これを市町村レベルで見ると、16都道府県の245市町村で市町村が主体となって、レジ袋の有料化に取り組んでおり、さらに22年3月末までに23都道府県の384市町村で有料化が実施されるようであります。

こうした有料化の実施に伴い、レジ袋辞退率やマイバッグ持参率が80パーセントを超えるなど、高い削減効果が確認をされております。

(2) 全廃・有料化以外の手法は、特典提供方式や事業者への協力要請等により、レジ袋の削減を図る手法であります。

(3) 有料化・有料化以外を問わず、事業者には削減手法の選択をゆだねる手法等があり、全国では地域特性を反映して、さまざまな手法が実施されております。

今、八街市ではスーパーによっては、マイバッグ持参の方にはポイント制にして、お客様に割引等、還元をしているようです。

このように多くの自治体で、レジ袋の削減が始まっておりますが、当市において、その取り組みはいかがか、お伺いをいたします。

質問事項2、市民生活の利便性についてお伺いいたします。

要旨1、デマンドタクシーの導入について。

現在、八街市では市民の足として、ふれあいバスを5路線運行し、皆さんに大変喜ばれております。しかし、中には「バスの時間帯を電車の時刻に接続してほしい」、また「停留所まで行くのが大変である」、そして「1路線の時間を短縮してほしい」などのさまざまな要望が聞かれます。

少子高齢化を迎える中で、高齢者を含めた交通弱者の外出しやすい環境整備を図りながら、地域間コミュニティの形成や日常生活の利便性の向上を目的に、新たな交通システムの導入を調査・検討をしていく必要があるのではないかと考え、公明党4人で5月20日、21日とデマンドタクシー（ドア・ツー・ドア）を導入している酒々井町、神栖市、古河市と視察に行っていました。どの市でも、自宅から目的地までという、大変便利なデマンドタクシーは好評でありました。利用は登録制となっており、利用の1時間前までに予約をすれば、オペレーターが車の動向を調べ、運転手さんと連携をとり、予約場所に迎えに行くというものです。

ふれあいバスが5路線走っておりますが、バス停まで行かれない方、また、バス路線から外れてしまっている方たちの交通手段として、ぜひ、デマンドタクシーの導入を検討していただきたいと要望いたしますが、その取り組みはいかがでしょうか、お伺いいたします。

以上で、2項目にわたってご質問させていただきました。明解なるご答弁をよろしく願いいたします。

## ○市長（長谷川健一君）

質問事項1. 環境問題について答弁いたします。

(1) ①から③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

4月1日に見直した、ごみの収集状況についてですが、4月中は周知期間として、誤った指定ごみ袋も回収を行ったため、正確な数値は出ておりませんが、市民の皆様のご協力によって、燃やせないごみの収集量は大幅に削減されております。

特に、プラスチック製容器包装は、日本容器包装リサイクル協会に納品し、資源化を行う

ことにより、安価に資源化が図れますので、分別の適正化、指定袋の使用、収集日の遵守などについて、今後とも市民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

ビン・缶のコンテナ収集につきましては、市内約1千500カ所のごみステーションの中には、道路に面した場所も多く、収集が朝の通学時間帯と重なるため、より多くの置き場面積を要するコンテナ収集の実現は、利用者との協力体制の構築が課題となりますので、非常に難しいのではないかと考えております。

レジ袋の削減につきましては、容器包装リサイクル法に基づき、市内大規模スーパーにおいて、既にポイントカードの実施などが行われております。レジ袋の有料化は削減率が90パーセント近くに及ぶように伺っておりますが、本市においては、千葉県が行っている「ちばレジエコ」を啓発し、サインアップや、ちばレジエコサポーターについて、広報紙などで周知していきたいと考えております。

なお、本市では、現在1団体が登録されております。

次に、質問事項2. 市民生活の利便性について答弁いたします。

ふれあいバスの運行状況は、平成20年度の実績で5コース合計の年間の利用者は13万9千158人、1日平均381人、1便平均12.7人でございまして、朝晩では、小学校児童の登下校や通勤・通学にも利用されていますことから、現体制を大幅に変えることは相当難しい状況にございます。

そこで、新たにデマンドタクシーの導入をということですが、ふれあいバス運行に係る費用に対する市の財政負担が増加する中、現行の5ルート体制を基本として、将来にわたり安定的な運行を続けていくことが重要であると認識しておりますことから、現時点では、その導入を考えておりません。

ふれあいバスの運行につきましては、今後も定期的な見直しを行いながら、さらなる利便性の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

**○議長（山本邦男君）**

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時54分)

(再開 午後 2時07分)

**○議長（山本邦男君）**

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○鯨井眞佐子君**

ご答弁ありがとうございました。自席にて、少しご質問させていただきたいと思っております。

4月1日に見直された、ごみの収集なんですけれども、これによって最終処分場のごみはどのくらい減ったんでしょうか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

4月から新たな分別方法になったわけですが、これは、まだ今後とも引き

続き検証してみまさんと、はっきりした数字が出ませんけれども、4月に限って申し上げますと、4月中の燃やせないごみの収集量が、いわゆる埋め立てごみ、従来の。これにつきましては、7万3千740キログラム、この量を前年同月で比較をいたしますと、18万5千150キログラムでございましたので、重量比で行きますと約60.2パーセントの減というような状況となっております。

これにつきまして、まだ1カ月間の経過でございまして、今後さらに分別が進めば、さらに重量比でもかなり減ってくるものというように考えております。

#### ○鯨井眞佐子君

相当、プラと容器リサイクル、硬いプラスチック、硬質プラスチックとか、分けるのが随分細かくなりまして、それはすばらしいことなんですけれども、台所にごみの袋が幾つもあるって本当に困っているような状況なんですけれども、それと、あと区に入っていない方とか、私も先ほど質問させていただきましてけれども、説明を直接受けていない方というのは、特に区に入っていない方なんかは、どのように周知徹底されたのでしょうか。

#### ○経済環境部長（森井辰夫君）

周知方法につきましては、広報紙、それから市のホームページ、それから4月に入りまして防災無線による呼びかけ、それから、そのほかに説明会等も実施しております。この説明会につきましては、昨年12月から5月までで約30回近い説明会を開いてございますし、この後も希望によりまして、4回ほど説明会を開催する予定となっております、このようなことから、大体周知できたのではなかろうかなというふうに思っております。

#### ○鯨井眞佐子君

私の地元のごみの収集所でありましたけれども、先週、プラスチックのごみのときに、まだ赤い袋が出されていた現状がありました。それで、行政の方は本当に細かく、細かく、いろいろな周知をしてくださっているというふうには思いますけれども、まだまだ、ごみの収集が変わったという事実さえわかっていない方も随分いるんじゃないかなというふうに思うんですね。本当に前、私も前回の議会でもご質問させていただいたんですけれども、本当に社宅みたいになっていたりとか、そういう一軒家の方とか、そういった方は本当にごみ出しのルールがわからずにいるというのが現状なんです。ですから、そういった点で、もうちょっと町内会長さんとか、地元の方がよくわかっていらっしゃる現状を踏まえて、もう一度そういった周知徹底をぜひお願いをしたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○経済環境部長（森井辰夫君）

私の方もそのように考えておりますし、また、説明会につきましてもやってほしいというところがあれば、引き続いてやっていこうということで考えております。

#### ○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。

それと、あと②のビン・缶のコンテナ収集なんですけれども、約1千500カ所あって、

道路上に停留所があったりとか、そういうことでなかなか難しいというご答弁いただきました。現状はよくわかるんですけども、ぜひ、難しいからできないじゃなくて、何とかできないものかという前向きな姿勢で、ぜひ、ご検討いただけたらというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それと、あと先ほど市長の答弁の中で、レジ袋の削減のレジエコと言いましたっけ。1団体登録されているというふうに言われたんですけども、これはどのような動きで、どのような活動をしているのでしょうか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

先ほど、市長答弁の中でございました県の取り組みといたしまして、ちばレジエコという答弁があったと思いますけれども、これにつきましては、千葉県全体でレジ袋を削減する取り組みをしております。ちばレジ袋削減エコスタイル、これを略して「ちばレジエコ」という取り組みをしております。

これは、とにかくレジ袋を削減しましょうということで取り組んでおるところでございまして、先ほどの市長答弁の中にありました、これに登録している団体、1団体というふうに申しあげましたけれども、この団体もマイバッグ持参ということで、レジ袋を使わない運動をしておる団体でございまして、マイバッグの会という団体が1団体登録されております。

**○鯨井眞佐子君**

その1団体の方はマイバッグの会ということでありますか。何かその方たちによるPRとか、そういうことはされてはいないんですか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

この方は、大体4、5名の方が集まって活動しておるというふうに聞いておりますけれども、外に対して積極的にどのような活動をしているかというのは、ちょっと私の方ではつかんでおりません。

**○鯨井眞佐子君**

ありがとうございます。

それでは、もう1点、資源回収団体というのは、今現在どのくらいあるのでしょうか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

平成20年度末の資源回収団体につきましては、56団体でございます。

**○鯨井眞佐子君**

この56団体というのは、今まではたしか53団体のようだった気がするんですが、増えている傾向なんですか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

これは、前年度よりも増えておりまして、今年度につきましては、たしか61団体とさらに増えておると認識しております。

**○鯨井眞佐子君**

この支援団体については、今後も存続をして、八街市としては補助金も出していくという

方向性なんでしょうか。

#### ○経済環境部長（森井辰夫君）

今後ともリサイクルにつきましては、さらに推進しなきゃならないという観点から、もちろん資源回収団体の方にも、さらにお願いをすることでございますし、交付金につきましても担当といたしましては、引き続き、そういうふうを考えております。

#### ○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。私も支援団体もやっておりますけれども、市としてリサイクルに取り組んで、この古紙とか回収になった時点で、私もこれは支援団体がなくなって、市で皆さんで取り組んで、市の財政になればいいのかなというふうに思っていますか、今後どのように思いますかというふうに担当の方にお聞きしましたところ、今後ぜひ、これはとてもいいことでありますし、団体さんでやっていただいた方がいいんですというようなお話も伺っておりましたので、また、ぜひ皆さんで、また、市の方としても、ぜひご援助いただきたいと思っておりますし、今後もしリサイクル団体を募ってやっていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、もう1点、デマンドタクシーについてちょっとお話をさせていただきます。

今回、私ども公明党で視察に行かせていただいたんですけども、酒々井町においては通学の要するにスクールバスということも兼ねておりまして、スクールバスで生徒さんたちが使う時間帯はデマンドタクシーは一般の方は使えない。その時間帯以外で利用できるというようなデマンドタクシーでありました。

また、神栖市さんにおきましては、公共交通の便が少なく不自由なために、デマンドタクシーが普及しているということでした。

それと、あと古河市さんは、合併に伴って不便なところができまして、もともとの古河市さんは無料バスが3路線、市民の方は無料ですので、相当使っていらっしゃいました。そのほかの地域において、デマンドタクシーが大変喜ばれて活用されているというふうに伺ってきました。

八街でも5路線走っておりますので、随分皆さんがとても喜んで、それを使わせていただいておりますけれども、質問の中でも申し上げましたように、1路線の時間帯が長いこと。そして、なかなか地域においてはバスが通っていないために、バスが利用したくても利用ができないとか、そういった声もありまして、まだまだ市民の皆さんの要望は大きいところなんです。もう1路線増やしてほしいという声もたくさんございました。しかし、今の現時点で1路線増やしていくということは、私も不可能ではないかなというふうに思っておりますし、ふれあいバスの検討委員会も数年置きにやっておりますけれども、それだけではまだまだ補えない部分もたくさん出てくるのではないかなというふうに考えております。

それで、このデマンドタクシーは自宅から目的地までという、ドア・ツー・ドアという本当にすばらしいタクシー政策でございます。これからも調査研究をぜひしていただいて、また、前向きに検討していただけたら、これも幸いかなというふうに思います。

私どももいつまでも同じ年ではありません。だんだん高齢化になって、それこそ自分で車を運転できない時代が来るかもしれません。そうしたときに、今からいろんな意味を含めて、ぜひ、ご検討をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○総務部長（浅羽芳明君）**

デマンドタクシーの導入ということでございますが、先ほど市長が答弁したとおり、現段階では平成11年から運行しております、ふれあいバス、これを利便性の向上を図りながら安定的な運営、運行を維持していく。これが最優先ではないかというふうには考えております。ただ、これから高齢化の状況、あるいは財政状況等を踏まえまして、将来的には、そのような状況になることも想定されますので、導入するということは、今考えておりませんが、将来的な状況が変更する、変化に対応できるように研究等については、していく必要があるのではないかというふうには考えます。

**○鯨井眞佐子君**

ぜひ、調査研究をしていただいて、バス路線の補助金とデマンドタクシーの補助金と、たしか事業費はあまり変わらなかったように思います。ぜひ、またいろんな意味で研究、調査、お願いをしたいなというふうに、前向きな検討をよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（山本邦男君）**

以上で公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

**○新宅雅子君**

公明党の新宅雅子でございます。

私は、1、新型インフルエンザへの取り組みについて。2、太陽光発電装置設置への取り組みについて。3、水道事業について。4、図書館についての4点にわたりご質問いたします。

それでは、通告の順にご質問をいたします。

新型インフルエンザの発症者数は急激に減少し、政府は終息に向かっているという見解を発表しました。日本で初めての新型インフルエンザ感染者が確認されたのは、先月5月5日、カナダから帰国した高校の関係者4人が成田空港近くの病院に緊急入院しました。ご存じのように、国はゴールデンウィークの帰国ラッシュに合わせて、成田での検疫官を普段の3倍に増やすなどして、水際阻止の体制を強化しました。しかし、その後、兵庫・大阪等、関西方面で次々と海外渡航歴のない高校生が発症し、人から人への感染が国内でも起きていることがわかりました。

今回、発生した新型インフルエンザは、感染力は強いものの症状は比較的軽いと確認されています。日本の高温多湿の夏には、インフルエンザウイルスが流行することは、ほとんどありませんが、空気が乾燥し、体力が弱まる秋から冬にかけて、特に糖尿病や、ぜんそくなどの慢性疾患のある人や妊婦さん、乳幼児などに感染しないようにしなければいけません。

そこで、ご質問いたします。

要旨①従来のインフルエンザが流行する秋・冬までを視野に入れた本市の行動計画は策定されているのか伺います。

②初期対応の徹底が重要と考えますが、国・県との連携はスムーズにとれるのか伺います。

さらに、以前にご要望したことがあります。高校受験の大事なときにインフルエンザに感染し、進路変更を余儀なくされることは大変残念なことです。そこで、中学3年生に従来の季節性のインフルエンザの予防接種を望みますがいかがか、伺います。

次に、質問事項2. 太陽光発電装置設置への取り組みについて伺います。

まず、政府が4月に発表した新経済対策の中の「スクール・ニューディール構想」についてですが、これは、全国の公立小中学校約3万2千校を中心に耐震性のない校舎や体育館の耐震化、そして太陽光発電パネル設置をはじめとしたエコ改修、さらに最先端のデジタルテレビ、電子黒板、パソコン校内LANの整備等のICT（情報通信技術）化を推進する政策で、予算約5千億円、事業規模1兆円というものです。

その中で、現在、約1千200校に設置されている太陽光パネルを10倍の1万2千校に設置することを目標にしています。これが実現されると、景気対策と低炭素社会づくりが、ともに推進されることとなります。学校耐震化は着々と本市でも進められていると認識していますが、太陽光パネル設置への本市の取り組みはいかがか伺います。

次に、太陽光発電パネルの家庭への設置について伺います。

現在、国からは1キロワットの発電能力のパネルに対して7万円の補助があります。住宅用は普通3キロワットで十分です。設置費用は約300万円、国からは1キロワットに対して7万円の補助ですから、3キロワットで約21万円の補助になります。

太陽光発電設備は場所を選ばず、発電規模も調節できるなど、比較的、日本の住宅でも設置しやすいようですが、住宅用で3キロワット、300万円程度、金銭的な負担が普及のネックになっています。もう少し補助があったら設置したいと思っている人もいます。本市で太陽光パネルに対して、家庭用のパネルに対しての補助をする計画はいかがか伺います。

次に、質問事項3. 水道事業についてご質問いたします。

水は、私たちが生活する上で最も大切な資源です。しかし、八街市は決して水資源が豊かで恵まれているとは言えません。地下水を利用している家庭も多いのですが、水質が年々悪くなっている場所もあります。市民の暮らしの質を高める街づくりを推進するためにも、水道普及率の向上を目指すことが大切と考えます。

そこで、ご質問いたします。

要旨（1）上水道の普及について。①本市での上水道普及率はどうか。

②今後の上水道の普及計画はいかがか伺います。

次に、要旨（2）漏水について伺います。

国道409号、一区の道路を頻繁に利用するため、付近の漏水は大変気になるところです。安全な飲料水が道路に流失しているのを見ると、とても単純に「もったいない」と思ってし

まいります。

そこで伺います。

要旨（２）漏水について。①国道４０９号、一区付近の漏水が多いが、昨年の漏水件数を伺う。また、今後の解消計画について伺います。

②石綿管使用の距離と今後の解消計画について伺います。

次に、質問事項４．図書館についてご質問いたします。

市民の切なる要望に応え、図書館の開館時間が延び、日数も増えました。努力を評価するものでございます。遅い時間にしか図書館を利用できない人にとっては、大変ありがたいことと思います。

そこで、ご質問いたします。

要旨（１）図書館の開館時間の延長に伴う利用者の推移について伺います。

次に、要旨（２）図書館にとって静かな環境は、これは普通のことですが、学習目的で図書館に来ている人にとっては、出入りの少ない微妙な、ざわつきのない部屋が必要と考えます。学習目的の人のための部屋が確保できないか伺います。

以上で、一回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしく願いいたします。

#### ○市長（長谷川健一君）

初めに、質問事項１．新型インフルエンザの取り組みについて答弁いたします。

（１）①ですが、新型インフルエンザの対応については、５月２２日に、政府において基本的対処方針が改定されたところにあります。今回のインフルエンザの特徴といたしましては、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、タミフル、リレンザなどの抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多いとされています。

この特徴を踏まえ、市民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、糖尿病や、ぜんそく等の基礎疾患を有する方を守ることを目標に、市の実情に応じた柔軟な対応をとっていく必要があります。

そこで、市といたしましては、手洗いやうがいの実施、マスクの着用などの予防に関することを市の広報紙やホームページに掲載するとともに、庁舎内に啓発用ポスターを掲示して、市民に呼びかけをしています。

また、庁舎内の出入り口には、来庁者用の消毒用アルコールを置くなどの対応をしています。

そして、従来のインフルエンザが流行する秋・冬までを視野に入れた本市の行動計画ですが、現在、制定しております新型インフルエンザ対策本部設置要綱により、進めてまいりたいと考えております。

このため、対策本部の下部組織である庁内連絡会議を開催し、各課等の対応状況を確認するとともに、今後の対応について協議をしており、できる限り早期に行動計画、または、より具体的な内容の対応マニュアルを作成する予定でございます。

次に②ですが、新型インフルエンザの初期対応につきましては、最新で正確な情報を得ることが重要となってまいります。国の対策の基本的対処方針や地方公共団体の対応については、県から随時通知が来ております。

そして、患者発生時の連絡体制でございますが、まず、市内の新型インフルエンザ感染疑い対象者が救急車により、感染症指定医療機関等に搬送された場合は、佐倉市八街市酒々井町消防組合から、市健康管理課、あるいは担当職員へ連絡が入ります。

また、市内に患者が発生ということであれば、印旛保健所から直接、市の担当に連絡が入り、対策本部長である私にも直ちに報告が入りますので、対策本部で迅速に対応していきたいと考えております。

現在は、国の基本的対処方針により感染レベルによって、対策を弾力的に行うことになっております。

感染の初期で、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域として、県の判断を受けた場合は、市でも新たな感染を防ぐ対策や市民の不安を解消するための情報の伝達に努めてまいりたいと考えております。

次に③ですが、冬に多く発生する季節性インフルエンザの予防接種は、数十年にわたり小学生や中学生を対象に実施されてきました。しかしながら、インフルエンザワクチンは他のワクチンに比べて有効性が低い等、多くの議論がなされ、その結果、平成6年に予防接種法が改定され、インフルエンザ定期予防接種の対象者は、同法施行令により、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の心臓や腎臓などの機能に障がい有る方と規定されました。

したがって、小学生や中学生のインフルエンザ予防接種は、保護者が希望した場合は任意接種として受けることができますが、市町村長の責任により行う定期の予防接種としては対象年齢に該当しないため、現在、補助をする計画はございません。

次に、質問事項2. 太陽光発電装置設置への取り組みについて答弁いたします。

(1)については、後ほど教育長から答弁をさせます。

次に(2)①ですが、太陽光発電につきましては、現在、国が実施している住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金は、全国で平成21年3月末日現在、2万2千501件の申請があり、そのうち千葉県内では847件ございました。

なお、市といたしましては、パンフレットを置き、市民からの問い合わせに対応しております。

また、市としての補助制度につきましては、現在のところ考えておりません。

次に、質問事項3. 水道事業について答弁いたします。

(1)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

昭和62年度から市全域を給水区域とした第4次拡張事業に着手し、各地区からの要望等を勘案しながら計画的に配水管の布設を実施してまいりましたが、平成18年度から20年度の普及率は51パーセント台と、ほぼ横ばいで推移しております。

水道事業において、水道水を安定供給し、市民生活を守ることが重要な責務と考えており、

そのために水道施設を維持管理し、母体である企業経営の健全化に努めているところであります。

現在、榎戸配水場電気ポンプ設置の老朽化に伴い、施設更新計画は急務であり、多大な経費を要するところであります。

また、企業経営の安定化を図るために、有収率向上対策として、石綿セメント管の計画的で効率的な更新事業及び漏水調査を実施して漏水対策を講じているとともに、拡張事業に取り組んでいるところであります。

これらの事業に着手していくためには、莫大な経費が必要となるところでありますが、八街市水道事業において重要であると考えておるところであります。

今年度は、水道事業の経営状況や費用対効果を勘案しながら、優先すべき事業を見定め、事業展開してまいりたいと考えております。

次に、(2)①、②は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

昨年度、配水管及び給水管からの漏水件数が266件ありました。また、石綿セメント管の更新工事につきましては、平成6年度から毎年約1キロメートルを計画的に着手し、残りの総延長は約50キロメートルであります。

現在、最優先する事業として取り組んでおりますのは、有収率の向上対策であり、これまでの漏水修繕は道路上に流出してからの対応でありましたが、昨年末より道路上に流出しない地下漏水につきましても、漏水探知機により調査を行い、対策を講じております。

また、石綿セメント管の更新事業については、漏水多発箇所を優先的に、かつ費用対効果を踏まえて、道路改良事業や民間ガス事業者の布設等とあわせて実施しております。

今回ご指導のありました一区付近の漏水につきましては、一部更新工事を計画し、既に路線測量を実施しております。

また、他の工法についても見出す作業に入っているところであり、可能な限り早急に対処していきたいと考えているところであります。

次に、質問事項4. 図書館については、後ほど教育長から答弁させます。以上です。

#### ○教育長（齊藤 勝君）

質問事項2. 太陽光発電装置への取り組みについて答弁いたします。

(1)①についてですが、今回の新経済危機対策の一環である「スクール・ニューディール構想」には、①学校の耐震化、②エコ化、③ICT化の3つの柱がありますが、教育委員会では、この制度における補助金等を活用し、まず、耐震補強設計を進めております八街中学校の早期の耐震化工事と学校におけるコンピュータや地デジテレビなどのICT化を進めてまいりたいと考えております。

学校における太陽光発電につきましては、現在、八街中央中学校の全面改築の際に設置しております。

他の学校につきましても、取り入れてまいりたいと考えておりますが、パネルを現施設の屋上などに設置いたしますと、屋根材の老朽化も含めた構造的な検討、受変電設備の改修の

必要性などが生じてまいりますので、現時点での早期の設置は難しいと考えており、今後、増改築等による施設整備に合わせた設置を検討してまいりたいと考えております。

なお、学校のエコ化については、積極的に推進すべきものと考えておりますので、引き続き通常の改修にあたりましても、太陽光パネル活用の可能性の検討を含め、省エネ製品を使用することなど、さまざまな観点からエコ化に取り組んでまいります。

次に、質問事項4. 図書館について答弁いたします。

(1) ですが、開館時間の延長につきましては、平成17年度から毎週金曜日、午後6時までの開館、平成20年度は毎週金曜日、午後7時までの開館、そして本年4月から週2日に拡大いたしまして、毎週水曜日と金曜日、午後7時まで開館しております。

開館時間延長に伴う1日平均の利用者数は、1時間延長いたしました平成17年度21人、平成18年度24人、平成19年度は25人であり、2時間延長しました平成20年度は40人、そして開館時間延長日を週2回に拡大しました本年5月22日現在の1日平均の利用者数は38人でございます。

次に(2)ですが、1階開架フロアには、調べものをするための席が4席、社会人席が12席、学生や社会人の皆さんが利用している読書席が30席、児童席が23席、新聞席が6席、ソファが32席、そして幼児と保護者などが利用する、おはなしコーナーを設置いたしまして、幼児からお年寄りまで、あらゆる世代の方々に利用いただいております。

また、学生の利用が多くなります夏休み期間などは、新たな部屋の確保は難しいため、2階集会室を図書館事業に支障のない範囲で、必要に応じて利用いただいております。

今後も施設の有効活用を図り、あらゆる世代の方々に気持ちよく利用いただける図書館づくりに努めてまいります。

#### ○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございました。自席にて、若干質問をさせていただきます。

まず、最初の新型インフルエンザへの取り組みについてですが、今回、政府が行った取り組みは強い鳥インフルエンザのような強毒性のインフルエンザに対する行動計画をそのまま適応したので、宇宙服みたいな防護服をして映っていたりとか、そういうことが多かったようですが、そこまで行かなくても、私は市役所の庁舎内に、これから先、秋になり、冬になると、例えば今の感染力の弱いインフルエンザでも、どのように変容をしていくかというのは、まだだれにもわからないわけです。あおったりするわけではありませんが、市役所の機能がストップをしてしまうと、これはもう本当に市民の皆さんにも、とても大変なことになります。それで、私はいかに市役所というところは、不特定多数の人が訪れて、どういふことがあるかわからないと思うんですね。そこに対して、どのような役所の職員の方を守るために、どのような対策があるのか。どんな対策を講じようとしているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

#### ○市民部長（小倉 裕君）

職員を守るのが大切ということなんですけれども、常日頃、市長も申しますように、やは

り自分の健康は自ら守ろうと、そういうことで、職員は普段、現在もそうですけれども、そういう心配のある方は自分で積極的にマスクを購入するなり何なりして、予防しているのが現状でございます。

あと、万が一、八街市内に患者さんが発生した場合に際しては、当然、市の職員が率先して市民の対応をしなければいけないとは、当然考えています。そういうために、早速、職員が対応するためにマスク等、約9千800枚、あと防護服、あるいは手袋、そういうものの購入をして、備蓄して、市民の方の対応に備えております。

### ○新宅雅子君

そうですね。私もマスクだけでも、少し前にマスクを買いに行ったら、もう店には何もなかったと、皆さんおっしゃっていました。ですから、マスクだけでも職員の方のために、きちんと常備しておく、そういうことは必要だと思います。例えば一般の民間の会社ですと、この前のインフルエンザの流行のときでも、交通網、普通の電車とか、公共交通を使って会社まで来る人のために、1日1枚ということで1カ月分、1人約20枚という数をあげたという、そういう一般の会社もあります。ですから、そんなものすごい数にはならないかもしれないけれども、1カ月分ぐらいのマスクの量というのは、職員の皆様のために必ず確保をしておかなければいけないのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、中学3年生の予防接種のことですが、これはみんな各家庭でそれぞれやっています。それが効果があるかないかというのは、わかりませんし、当たりとか、はずれがあるというのも聞いております。けれども、一応やるところが多いんですね。ですから、すべての中学3年生全員にインフルエンザを打つ補助をするようにということではなく、例えばひとり親家庭のお子さんとか、それから、あと準要保護家庭のお子さんとか、生活保護家庭のお子さんとか、そういうお子さんで、そういうことをいうと、とても失礼なことかもしれませんが、やらなくても思っているらっしゃるお家の方とかに、例えば全額じゃなくても、高齢者が1千円負担のような形で、インフルエンザの注射をいたしますので、そういう形でもいいから、何らかの形で補助を出して、あとはやる、やらないは、その本人にお任せという形で補助はできないかというふうに考えております。だから、今ここで、できるとか、できないとか、そういうお答えをいただくとは思っていませんので、どうか、そういう形での検討をしていただければ、安心して受験期を迎えられるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、みんな、これ質問というか、すごくいろんなインフルエンザのノウハウを積み重ねてきました。市民の皆さんの方が、より多くの知識を持っていらっしゃると思うんですが、その辺のところ、落ちついて油断のない生活をやっていけば、必ず今までのノウハウというのは活かしていられるのかなと思います。

次に、太陽光発電装置についての質問に移らせていただきます。

太陽光パネルのスクール・ニューディールなんですが、これとても大切なことなんです。私もスクール・ニューディールの中で、今、太陽光発電の予定はないというふうに、それを

やっていく予定はないというふうに伺いましたが、この中でITC化の文科省への提出の期限が今月の6月12日なんですね。ですから、どれだけのことを八街市でやりたいかということ、これを6月12日までに、これ文科省に提出しないと、今回ないんですね。これ1年だけの補助ですから、12日までにどうか、その前までに議会中で大変だと思いますが、これやっつけていかなければいけないんですが、どのように予定をしていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

#### ○教育次長（尾高幸子君）

先ほど教育長の方からも答弁させていただいたところですが、教育委員会といたしましては、コンピュータや地デジ対応の中で、今、積み上げを行っております。市としての中と整合性を持つ中に教育委員会が予算をいただくというような形になりますので、今後、財政課と十二分に協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

#### ○新宅雅子君

ありがとうございます。先ほど、丸山わき子議員の質問の中にもありましたけれども、地域活性化経済危機対策交付金、これと、あとこの補助金と合わせると、市の持ち出しというのが、ゼロに近くなるというふうにも聞いております。大坂では、橋下知事が各自治体にたくさん申請をするようにということを話をして、1千100万円以上の申請をしているところもどんどん出ていると。12日までが期限ですから、どんどん出ているというふうに聞いております。電子黒板とかも、これ大いに各学校1つぐらいずつ使って、私も電子黒板の使い方というのはよくわかりませんが、とにかくこれからの英語教育にはかなりの効果があるというふうに伺っています。それは、やったことが、黒板のコンピュータの中に残ると。後からでも、それが引き出せるというようなものだということで、大変、小学生がたやすく英語の学習をするときに大変役に立つというふうに伺っていますので、ぜひ、それとあと地デジテレビ、地デジ対応とか、あと校内LANとか、ぜひ、たくさん要望を出していただけたらいいのではないかと考えております。ぜひ、この辺はよろしく願いいたします。

それから、あと太陽光発電の取り組み、家庭への設置への取り組みなんですが、これは県では補助金というのは出ているんでしょうか、お伺いいたします。

#### ○経済環境部長（森井辰夫君）

千葉県ではというお話ですけれども、ちょっと千葉県の資料の持ち合わせがございませんけれども、県内の状況を申し上げますと、県内では10市が太陽光発電に対して補助をしております。

#### ○新宅雅子君

ありがとうございます。市で太陽光発電に対する補助というのは、今のところ考えられないというお話を今伺いました。東京都では、1キロワットに対して10万円の補助が出るんですね。ですから、千葉県から相応の補助が出てもいいのではないかと考えていますので、もしなければ、その辺は市からも、ぜひ要望をしていただきたいと思います。

あと、水道事業について伺います。

水道の漏水について伺います。漏水ですが、国道409号の一区の付近の石綿管の距離というのは、どのくらいになるのでしょうか。

○水道課長（醍醐文一君）

国道部分の走行距離ですが、国道を含めて全体で2キロございますが、そのうちの約800メートルぐらいでございます。

○新宅雅子君

その石綿管ですが、これはどのくらい期間、年月と伺いますか、たっているものなのでしょうか。やはり古いから漏水がしやすいのですか。穴があいちゃうとか、そういうことなんですか、いかがでしょうか。

○水道課長（醍醐文一君）

石綿管の使用につきましては、認可をとりました昭和32年から布設しておりまして、この石綿管の一番の最も欠点と申しますのは、管自体は丈夫でございます。ただ、そのつなぎ手が、当初、イギリスから技術投入して、接合部分については、ただ接合して、それが耐震とか、そういったものを備えた施設になっておらないというものが問題でございまして、これにつきましては、先ほど市長から答弁申し上げてございますように、計画的に実施しております。かつ、漏水の多い箇所につきましては、優先的に実施していくと。ただ、これにつきまして、多大な経費も要するというところでございますが、経営状況、私ども一番優先しなければしょうがないというふうに考えていますけれども、市長が申しあげましたように、安定供給を低廉な金額で安定供給をしていくことが第一の責務として考えておりますので、それには、やはり施設の維持管理、経営の安定というものが非常に重要になっておりますので、それを踏まえて効率のよい実施をしていきたいと。

先ほど市長が申しあげましたように、有収率を上げることを今最大の責務ということでやっております。これにつきまして、石綿管につきましては膨大な経費がかかりますから計画的にやっていくと。かつ、そのほかの部分につきましては、漏水が表面化する前に事前に職員が調査をし、また、職員が対応できないところにつきましては外部委託して、調査をして、昨年12月から実施しておりまして、若干少しずつではありますが効果を得ているということでございます。これにつきましては、引き続き、毎年これから水道事業になどにおいては、引き続き継続する上において実施していくことにおいて必ず効果は出るということを踏まえて実施しているところでございます。以上です。

○新宅雅子君

榎戸のポンプ場も直さなければいけない。それから、石綿管もそういう状態、有収率も上げないきゃいけない、本当に水道事業も大変だと思いますが、市民の生活の向上のために努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、図書館について伺います。

図書館ですが、1つ目の問題で、私が一番要望したいことは、ここには書いてありませんが、9時までの開館、これをよろしくお願ひしたいと思ひます。9時までの開館はいかがで

しょうか。

**○教育次長（尾高幸子君）**

本年度、ご存じのとおり水曜日と金曜日、7時まで延長したと。この中もやはりカウンターのローテーション、あるいはBM等の中で、今の職員の中にどういうふうにローテーションを組んでいけばできるかという研究した結果の中で、もう1日延長することが可能となったという経過があります。ですので、この辺でもう少し、7時まででやっていきながら、今後検討していく課題ではないかなと思っております。

**○新宅雅子君**

あともう一つ、図書館を作るときに、私これ本当に今言ったところでしようがないとは思いますが、もう一つ学習をする部屋というのが、どうして作らなかったのかなと思って、それが私はもう不思議でしようがないんです。どこの図書館に行っても、今の八街市の図書館のように下の閲覧して、いろいろ本を読んだりする部屋がありますが、中学生や高校生が静かな環境で、本当にもう少し小さな部屋で勉強するということが考えられなかったということが、私は本当はとても不思議なことなんです。それは別にほかに大きな部屋とか、土地が必要なわけじゃなくて、上に伸ばすとか、それから2階をもう少し吹き抜けじゃなくて部屋を作るとか、そういうことでよかったんじゃないかと思うんですが、そのときにどういう方が計画したのかと本当はお聞きしたいところなんです。それを言ったところでしようがないので、これからは、そういうことのないように、私、今、これどなたにお話ししたら、特に要望とかではないのですが、この場できちんとお話ししておいた方がいいと思うんですが、今、議員の間で審議会を議員が参加するかしないかとか、どこに参加して、どこに参加しないかという話も出ておりますが、私は今まで参加をしていなかったところでも、議員が参加をした方がいいのではないかと思うところも多々あります。今、参加していて、あまり参加しなくていいのかなというところもたくさんあります。ですから、その辺の見直しのときに、すべての洗い出しをして、それから検討に入りたいと思いますので、私はもっと議員がいるんなところに、議員といっても市民の代表ですから。そして、これからどういう方が議員になるかわかりませんが、本当にPTAの代表、母親の代表、父親の代表、いろんな方が来るわけですから、図書館だけじゃなくて、民間の人がたくさん来るわけですから、そういう人が入って検討をしていく場所というの、私はもっと必要なのではないかと思えます。

ですから、そういう意味で市議会の検討をするときも、今まで議員が入っていなかったところもすべて洗い出して検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望でございますので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（山本邦男君）**

以上で公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問は、これで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本邦男君)

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間、ご苦労さまでした。

(延会 午後 3時08分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問



